

# 「安心・笑顔・ふれあいをみんなでつくる 井手のまち」の実現をめざして



この度、井手町社会福祉協議会ではこれまで積み上げてきた地域福祉活動を検証し、今日の社会情勢や地域の課題を踏まえて「井手町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

井手町も少子高齢化が進み、平成22年（国勢調査）における高齢化率は26.3%となっております。

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化など社会の変容を背景として、地域での人と人とのつながりや地域への帰属意識が低下し、地域社会のぜい弱化が進んでおります。

この様な中で地域福祉活動は、地域住民をはじめ、行政機関や地域で活動する様々な組織や団体が連携し、福祉課題を共有し、各々の役割や特性を活かして地域社会の発展のために取り組む活動であります。

今後、井手町社会福祉協議会といたしましては、この計画に沿って、その全体目標である『安心 笑顔 ふれあいをみんなでつくる 井手のまち』の実現をめざし、「井手町地域福祉計画」と連携・協働しながら地域の人々に育まれた絆を大切に、そして地域に寄り添える存在であるよう一丸となって精進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員会委員の皆様はじめ、12地区代表によりますワークショップや懇談会、またアンケート調査等で貴重なご意見をいただきました皆様に心から厚くお礼申し上げます。

なお、本計画は平成24年度から平成28年度までの5年間を想定しておりますが、今後とも住民の皆様からの声も汲んで、福祉の更なる充実に向けて取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

平成24年3月

社会福祉法人井手町社会福祉協議会  
会長 中坊 淳

# 目 次

---

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 策定方法 .....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 .....	5
1 井手町の現状 .....	6
(1) 人口・世帯 .....	6
(2) 要支援・要介護認定者や障がい者 .....	10
2 地域福祉推進に向けた課題 .....	11
(1) 住民アンケート結果からの課題 .....	11
(2) 地区別住民ワークショップからの課題 .....	27
(3) 各団体アンケート結果からの課題 .....	30
第3章 めざす目標 .....	31
1 全体目標 ～めざすまちの将来像～ .....	32
2 12 地区の目標 .....	33
3 活動計画の5つの基本目標 .....	39
第4章 活動計画 .....	41
1 安心できる安全な地域づくり .....	42
2 ふれあい豊かな地域づくり .....	43
3 見守りと支援がある地域づくり .....	45
4 人が学び育つ地域づくり .....	50
5 絆で結ばれる地域づくり .....	53
6 活動計画の数値目標 .....	55
第5章 活動計画の推進のために .....	56
資料編 .....	58
1 井手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	59
2 井手町地域福祉活動計画策定委員会委員 .....	61
3 井手町地域福祉活動計画作業部会委員 .....	62
4 策定経緯 .....	63
5 用語の説明 .....	66

# **第1章 計画の策定にあたって**

---

# 1 計画策定の趣旨

現在、我が国ではライフスタイルの変化などに伴って身近な交流やコミュニケーションがかつてのように密接でなくなり、地域での支えあい機能が弱まっています。また、多世代家族であれば当たり前であった子育てや介護を担う家庭の力も、時代とともに弱まり、一方で福祉に関するニーズも多様化しています。

このような社会の変化を背景に、社会福祉法においては、社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」が掲げられ、地域が抱える様々な問題を地域住民がお互いに支えあい、助けあうことで解決していくことをめざす、共助による「地域福祉」を進めることができますと呼びかけられました。

私たちのまち井手町では、各地域や各種団体がさまざまな地域福祉活動や交流活動、自主防災活動などに取り組んできました。また、井手町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）では、住民、民生児童委員協議会、自治会、福祉関係団体、福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員としながら、身近な支えあいや見守り、交流を支援する事業に取り組むとともに、住民活動を支援し、福祉のまちづくりを推進してきました。

しかし、少子高齢化に対する取り組みや、地域コミュニティの活性化、世代間の交流、住民マナーのいっそうの向上、防災意識の向上など、様々な課題への対応が今なお求められています。

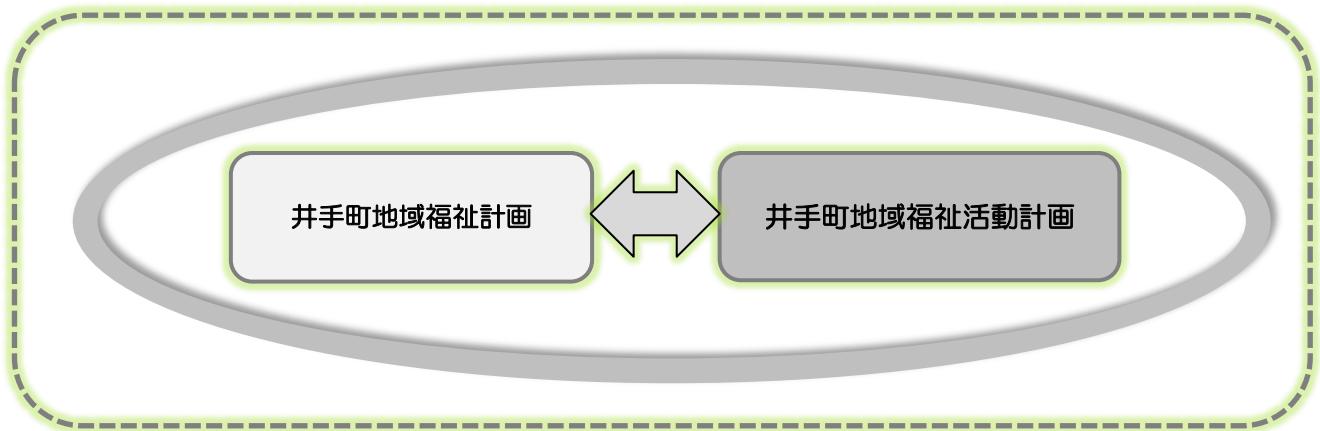
こうした課題の解決には、地域みんなの力を合わせることが求められ、そのためには地域の課題を整理した上で、住民と社会福祉協議会の活動を計画的に進めていく必要があるため、こうした活動の指針として「井手町地域福祉活動計画」を策定することとなりました。

この計画は、地域に暮らす人たち一人ひとりをはじめ、地元の商店、企業、学校、福祉施設・団体など、その地域に関係のあるすべての人が、地域社会の一員として、自らの地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための活動を計画としてあらわしたものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、井手町の住民や各種団体と社会福祉協議会が行政と協働しながら地域福祉活動を推進するための計画です。

井手町が策定する「井手町地域福祉計画」との整合を図るものとします。



## 3 計画の期間

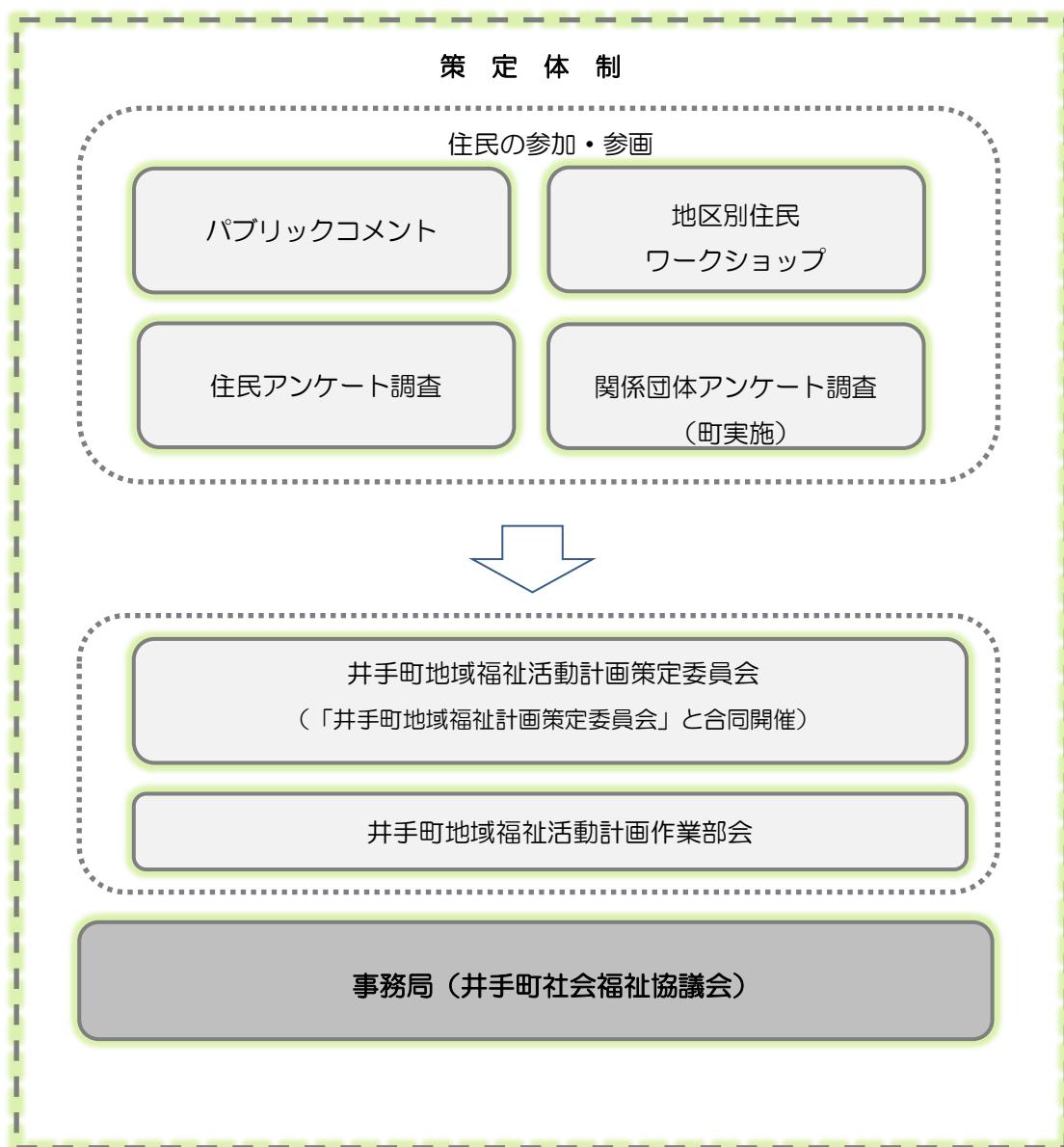
本計画は、平成 24 年（2012 年）度から 28 年（2016 年）度までの 5 力年とします。

## 4 策定方法

本計画は、各種団体の代表者などで構成する「井手町地域福祉活動計画策定委員会」(※) 及び日頃、地域福祉活動にかかわっている人材で構成する「井手町地域福祉活動計画作業部会」による計画案の提案を受け、井手町社会福祉協議会が策定しました。

また、町との合同で井手町の福祉の現状に関するアンケートを実施するとともに、社会福祉協議会が12地区を対象にした地区別住民ワークショップを開催しました。さらに、町が実施した関係団体アンケートの結果を作業部会で確認しました。これらの結果から浮き彫りになった課題についても、計画策定にあたって考慮しています。また、パブリックコメントを実施し、広く住民意見の反映に努めました。

※ 町の「地域福祉計画」を審議する「井手町地域福祉計画策定委員会」と同一メンバーで共同開催



## **第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題**

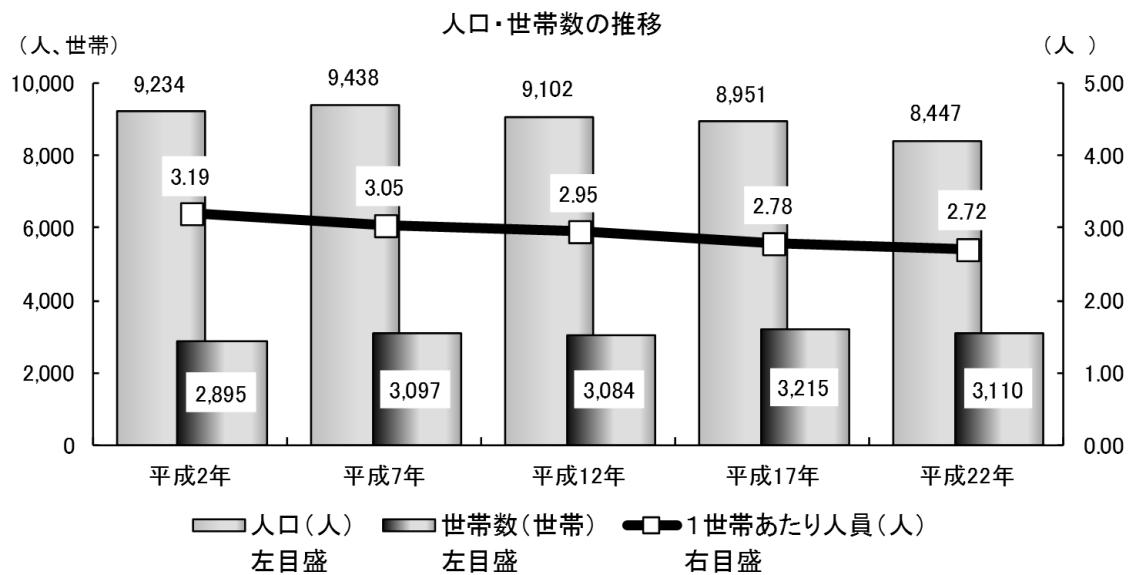
---

## 1 井手町の現状

### (1) 人口・世帯

## ①人口・世帯数の推移

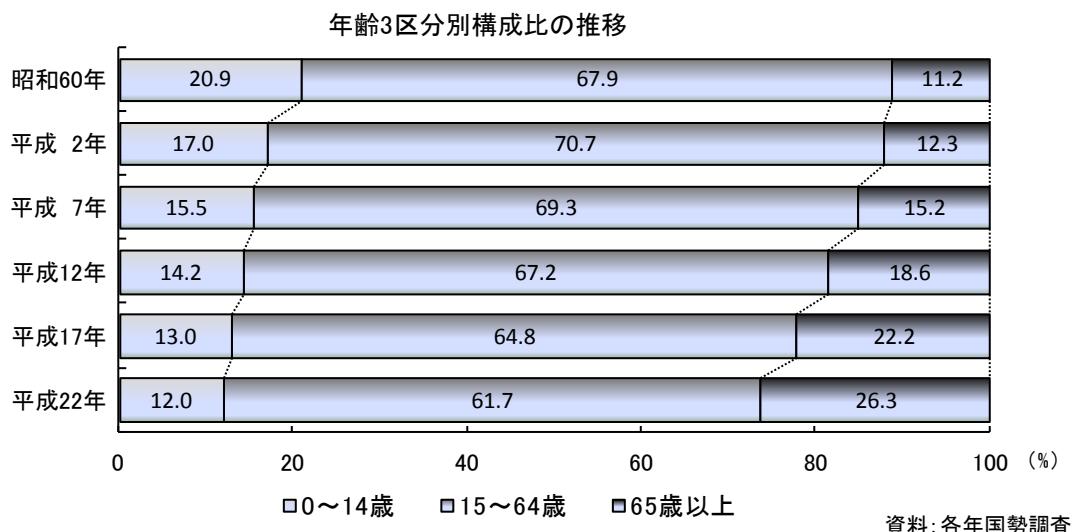
井手町の総人口は、平成7年までおおむね増加傾向にあったものの、それ以降減少傾向に転じ、平成22年10月国勢調査では8,447人となっています。また、核家族化や単身世帯の増加などによって世帯数は、3,110世帯となっています。これに対し、平成2年に3.19人だった1世帯あたり人数は、平成22年に2.72人まで減少しています。



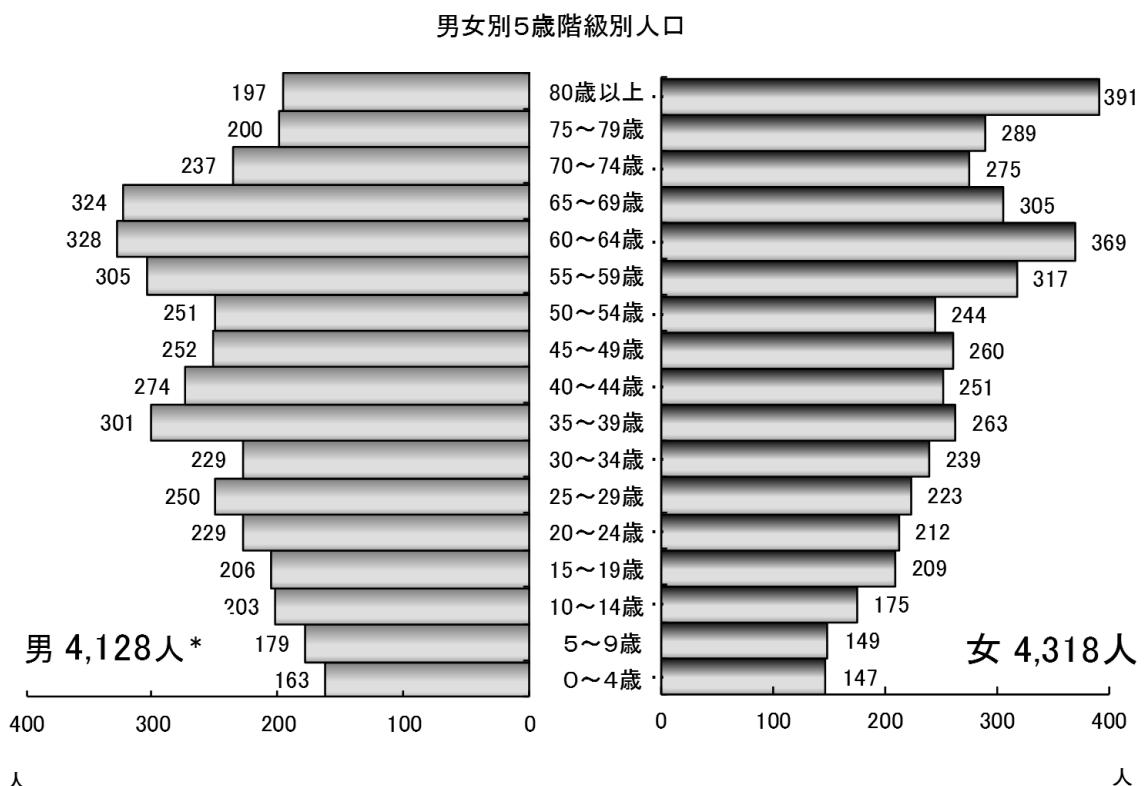
資料: 各年國勢調查

## ②年齢構成

昭和 60 年から平成 22 年にかけて、年齢 3 区分別構成比の推移をみると、0 歳～ 14 歳の年少人口が 8.9 ポイント低くなり、65 歳以上の高齢人口が 15.1 ポイント高くなっています。少子高齢化が進行していることがわかります。



5 歳階級別人口をみると、団塊の世代を含む 60 ～ 64 歳が最も多く、この年齢層が近い将来高齢期を迎えることから、本町の高齢化がいっそう進行するものと思われます。これらの世代が地域の中で知識・経験・能力を発揮することのできる場づくりが求められます。

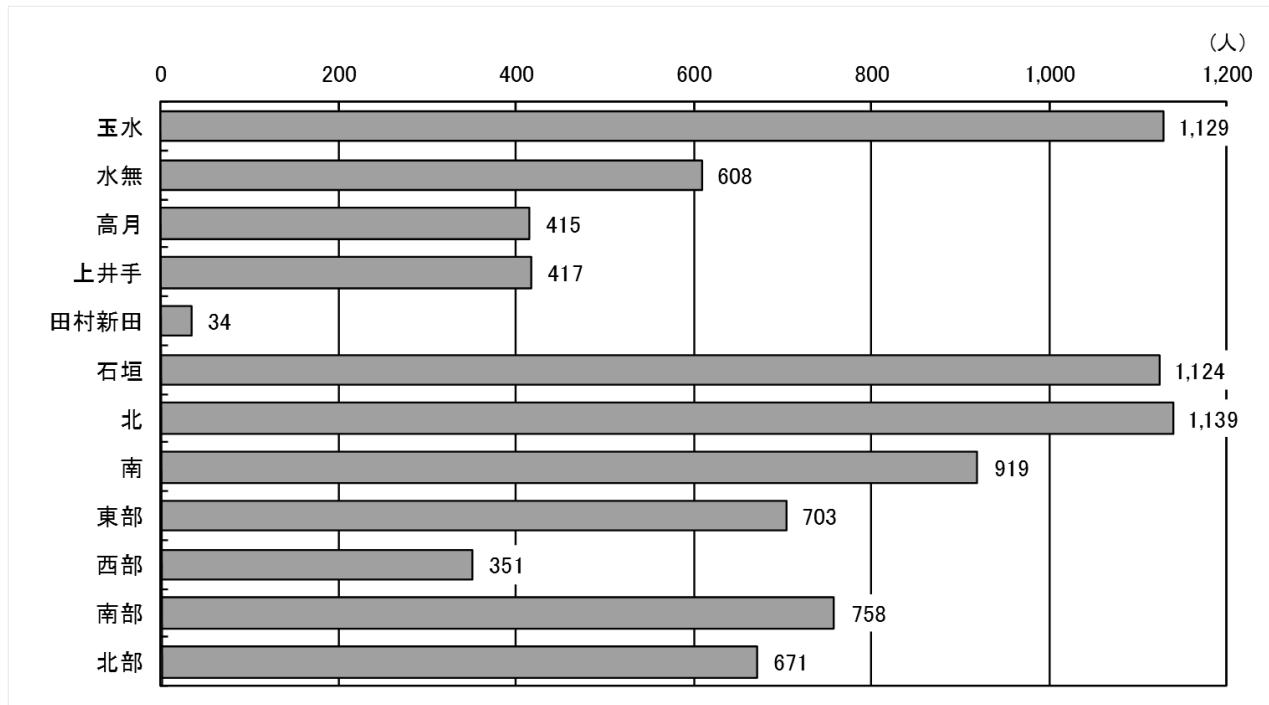


\*年齢不明1名を除いた人数

### ③地区別人口

井手町の人口を12地区別にみると、玉水、石垣、北の各区で1,000人を超えていきます。最少は田村新田区の34人です。

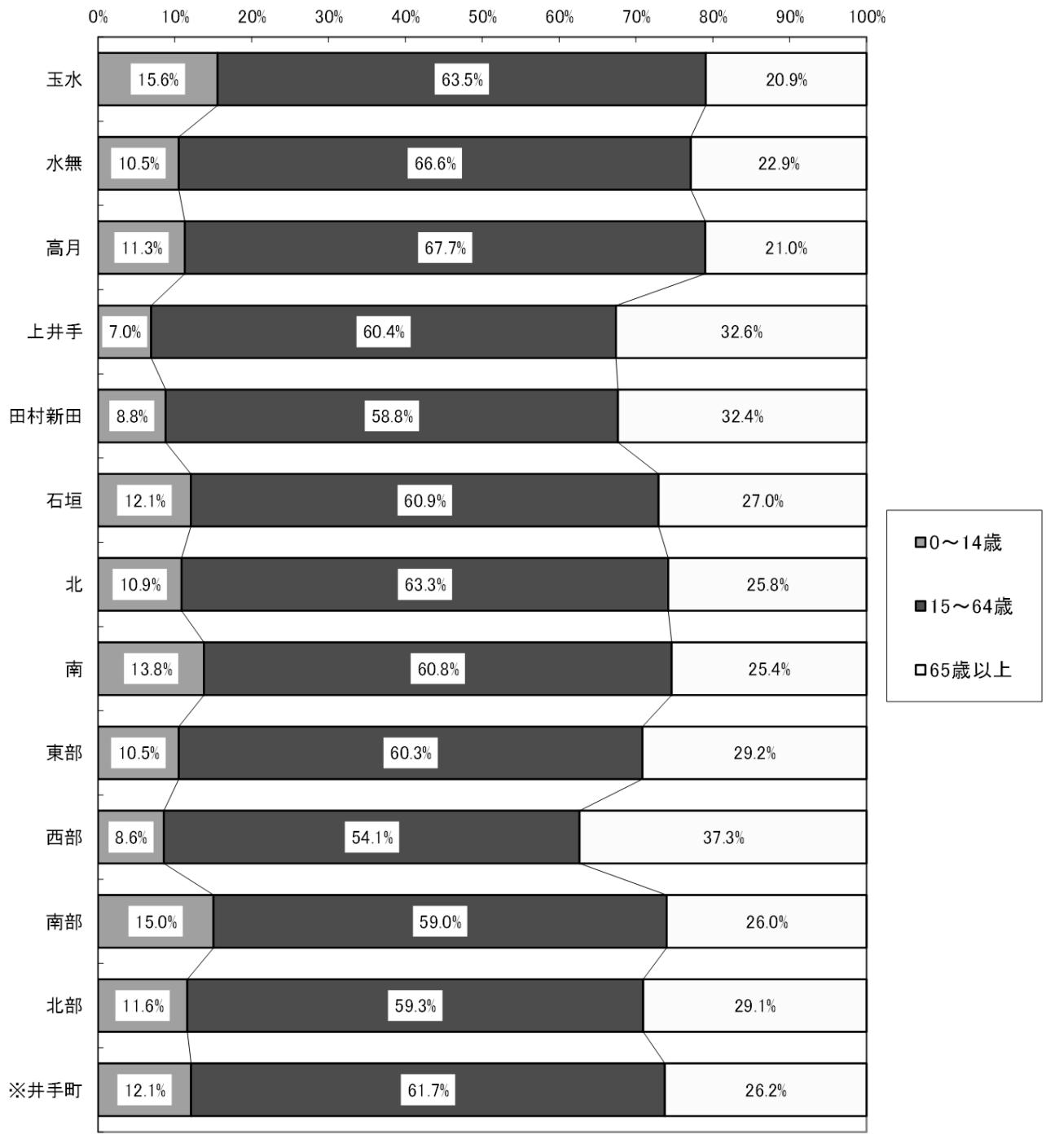
12地区の人口



平成22年10月1日現在 住民基本台帳+外国人人口

12 地区について年齢 3 区別人口の構成比をみると、西部地区の 37.3%を筆頭に、田村新田、上井手各区で高齢化率（65 歳以上人口の構成比）が 32%を超えていきます。地区的住民のおよそ 3 人に 1 人が高齢者ということになります。

12 地区の年齢3区別人口

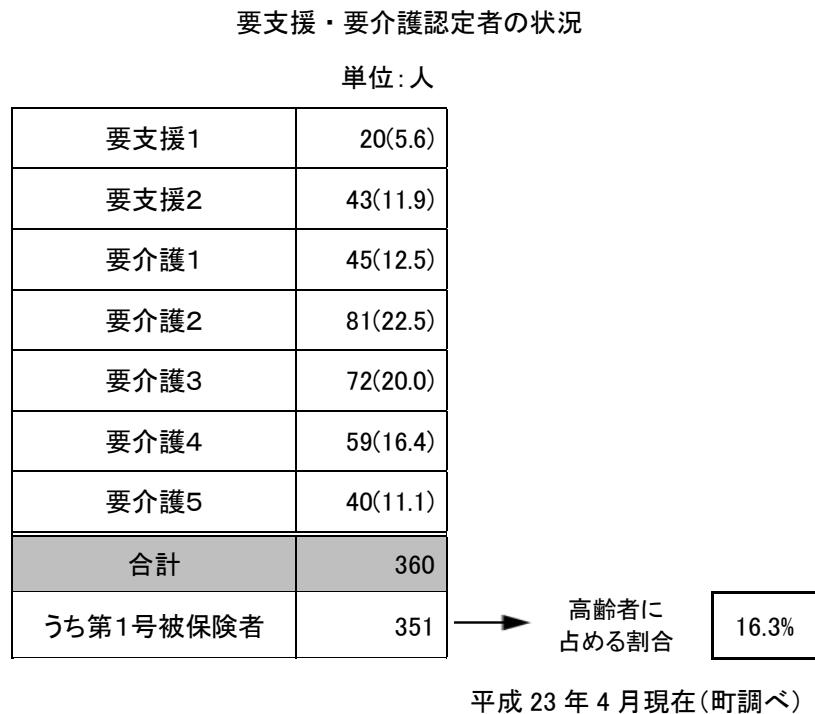


平成22年10月1日現在 住民基本台帳+外国人人口

## (2) 要支援・要介護認定者や障がい者

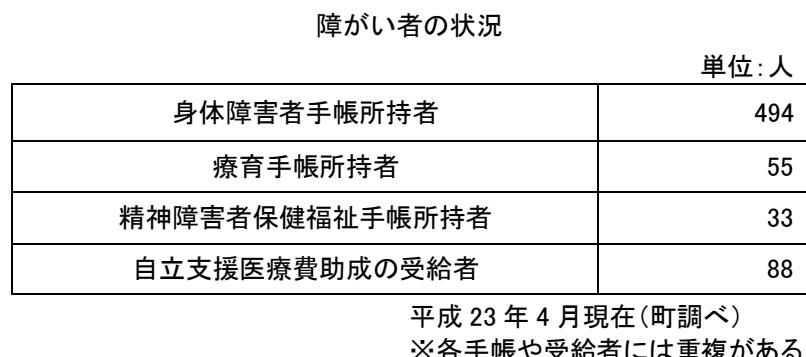
### ①要支援・要介護認定者

介護保険制度における要支援・要介護認定者の状況をみると、要支援1・2、要介護1～5の認定者の合計は平成23年現在360人であり、そのうち要介護2の認定者が最も多く、全体の22.5%を占めています。65歳以上の第1号被保険者は351人で、本町の高齢者の16.3%にあたります。



### ②障がい者

障がい者の状況をみると、身体障害者手帳所持者は494人、療育手帳所持者は55人、精神障害者保健福祉手帳所持者は33人で、さらに精神通院医療などの自立支援医療費助成の受給者は88人です。



## 2 地域福祉推進に向けた課題

### (1) 住民アンケート結果からの課題

今回の住民アンケート調査結果では、住民の地域福祉に関する関心は高い一方で、年齢層による差が見られ、若い世代が地域や福祉活動について関心が低いことがわかります。また、地域における住民同士の付き合いの度合いや地域活動における連携においても、地区ごとの差が見られます。さらに、住民の生活におけるマナーの向上や地域防災が課題と感じる住民が多いといえます。これらのことから、安心できるあたたかい地域づくりにおいては、「住民自らが支えあう地域づくり」という地域福祉の理念についての住民の理解をさらに深めていくことが大切です。特に、若い世代への啓発を進めるとともに地域福祉活動への多様な参加機会の充実を図っていくことが求められます。

○地域福祉に関する関心は年齢層による差が見られ、若い世代になるにつれて地域や福祉活動について関心が低い結果でした。

○地域における住民同士の付き合いの度合いや地域活動における連携においては、地区ごとの差が見られました。

○住民の生活におけるマナーの向上や地域防災対策が課題と感じる住民が多い結果でした。

○若い世代においては社会福祉協議会の周知度が高くなく、関心を促す取り組みが求められます。

○地域福祉について住民の理解をさらに深めていくことが求められます。

○若い世代への啓発を進めるとともに地域福祉活動への多様な参加機会の充実が求められます。

注)

- ・田村新田の回答者は人口構成の関係から1名。
- ・グラフの縦軸項目に付記された「N」は各項目の回答者実数（人）を表している。

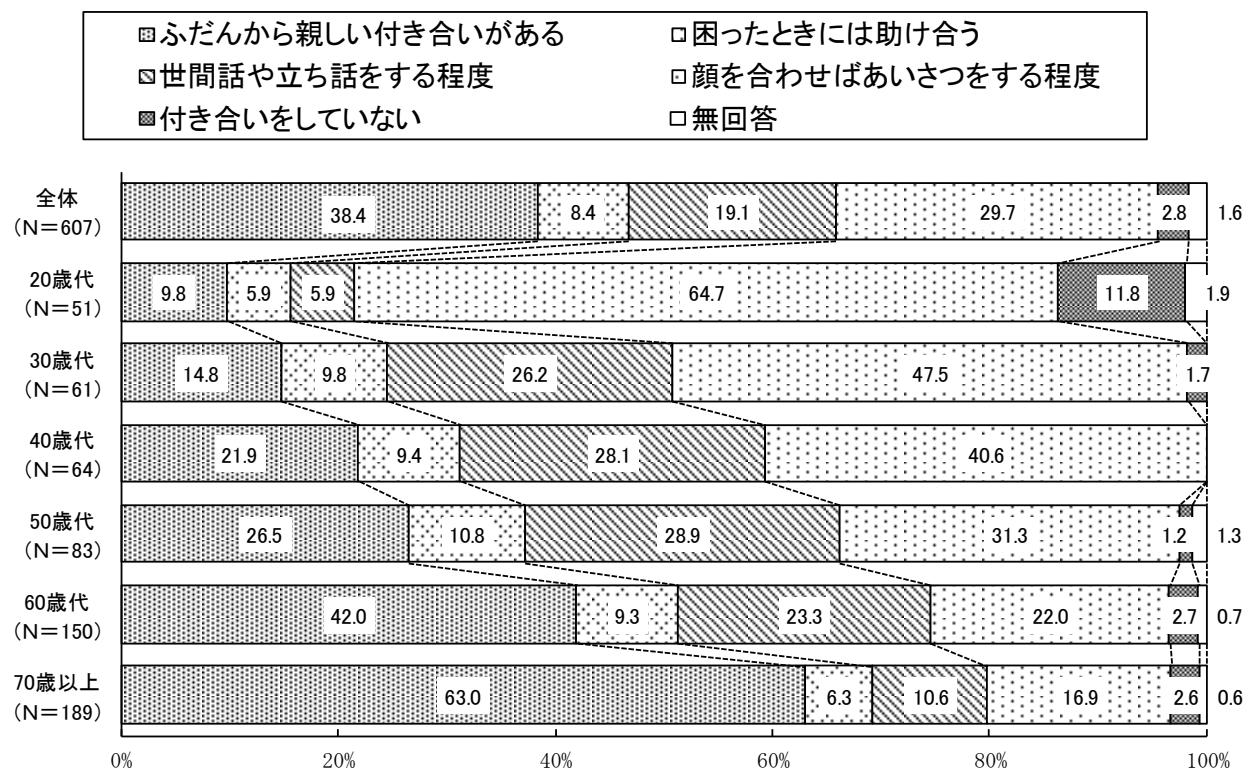
## ①地域との関わりについて

### ○近所との付き合い程度

全体では「ふだんから親しい付き合いがある」が 38.4%、「顔を合わせればあいさつをする程度」が 29.7%、「世間話や立ち話をする程度」が 19.1%、となっています。「ふだんから親しい付き合いがある」の割合が高い地区は東部、西部などとなっています。

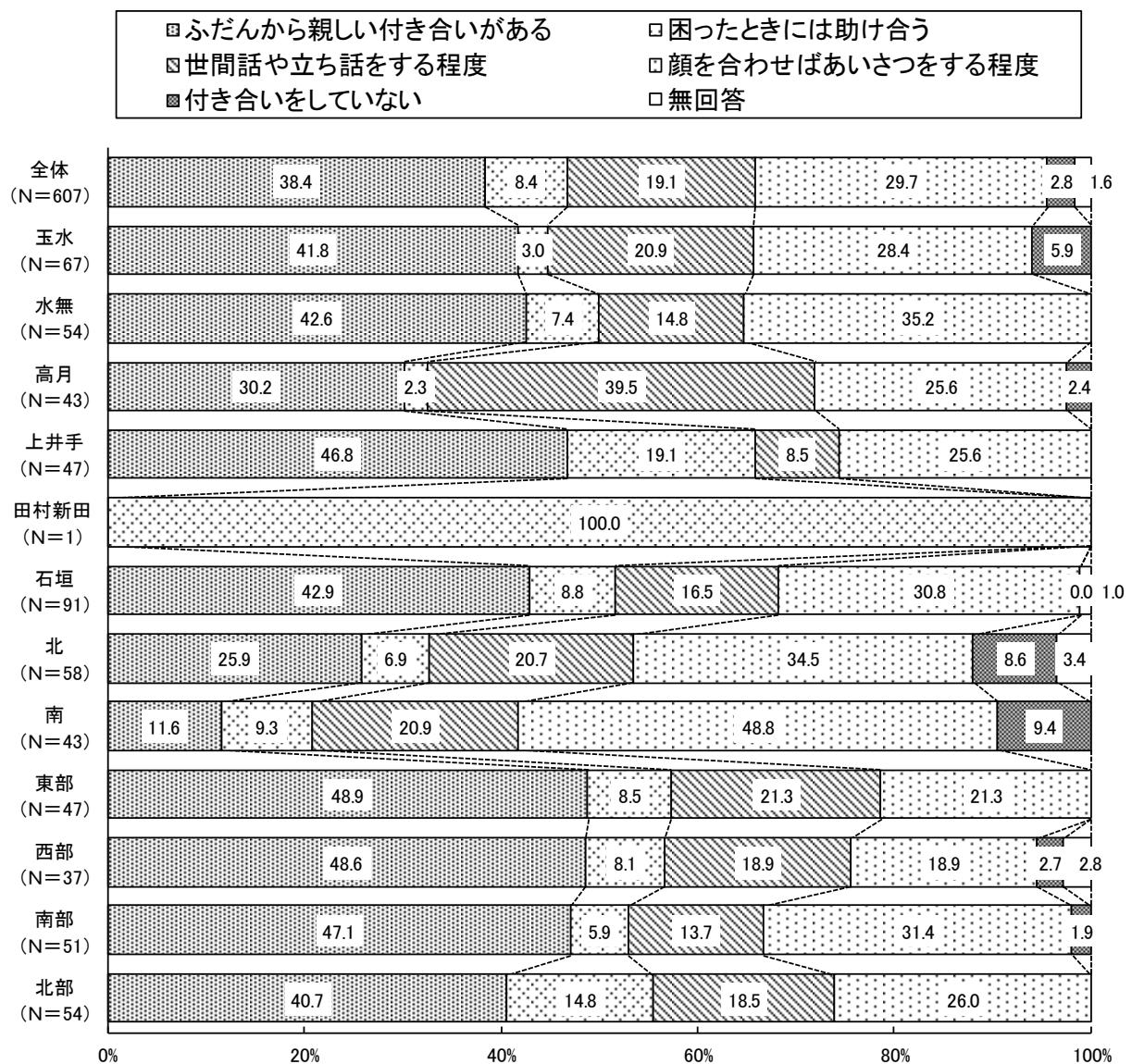
なお、年齢別にみると、20 歳代において「顔を合わせればあいさつをする程度」が 64.7% と過半数を占め、若い世代について地域との関わりが希薄であることがうかがえます。

近所との付き合い程度



※全体には年齢無回答の 9 人を含む

### 近所との付き合い程度

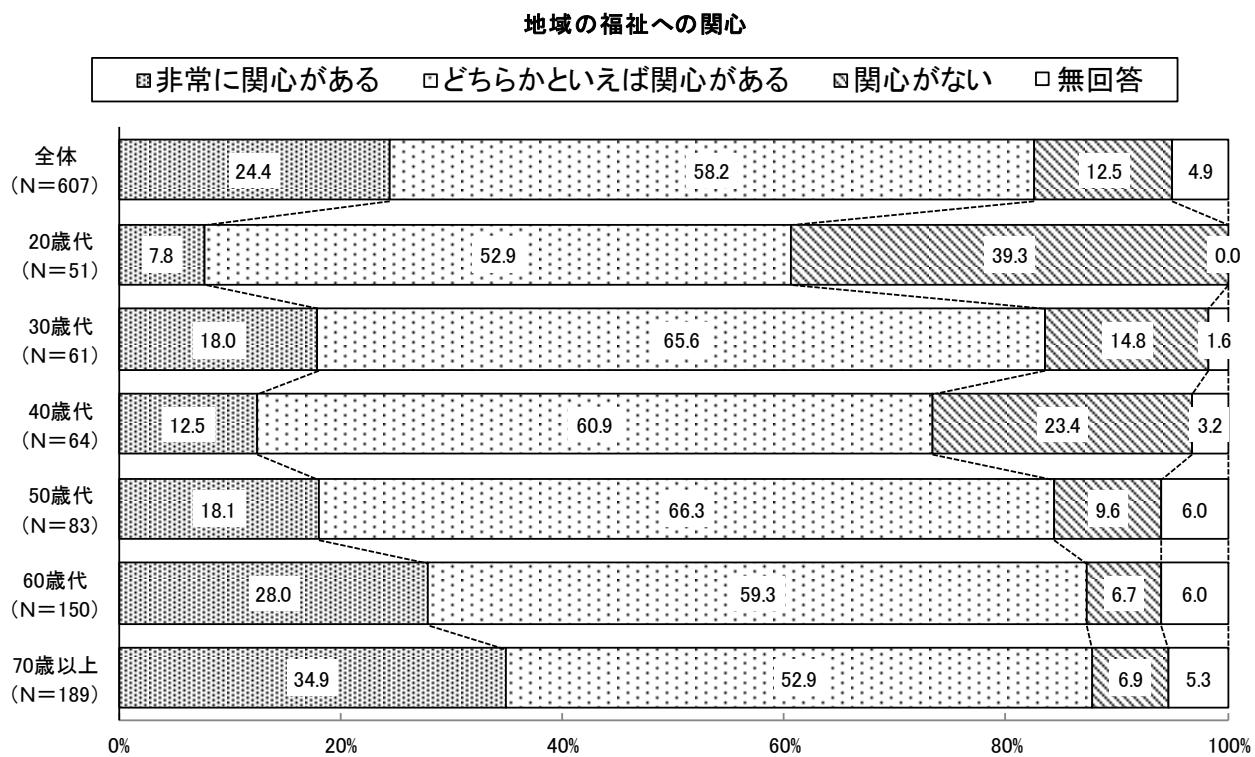


※全体には居住地区無回答の14人を含む

## ②地域について

### ○地域の福祉への関心について

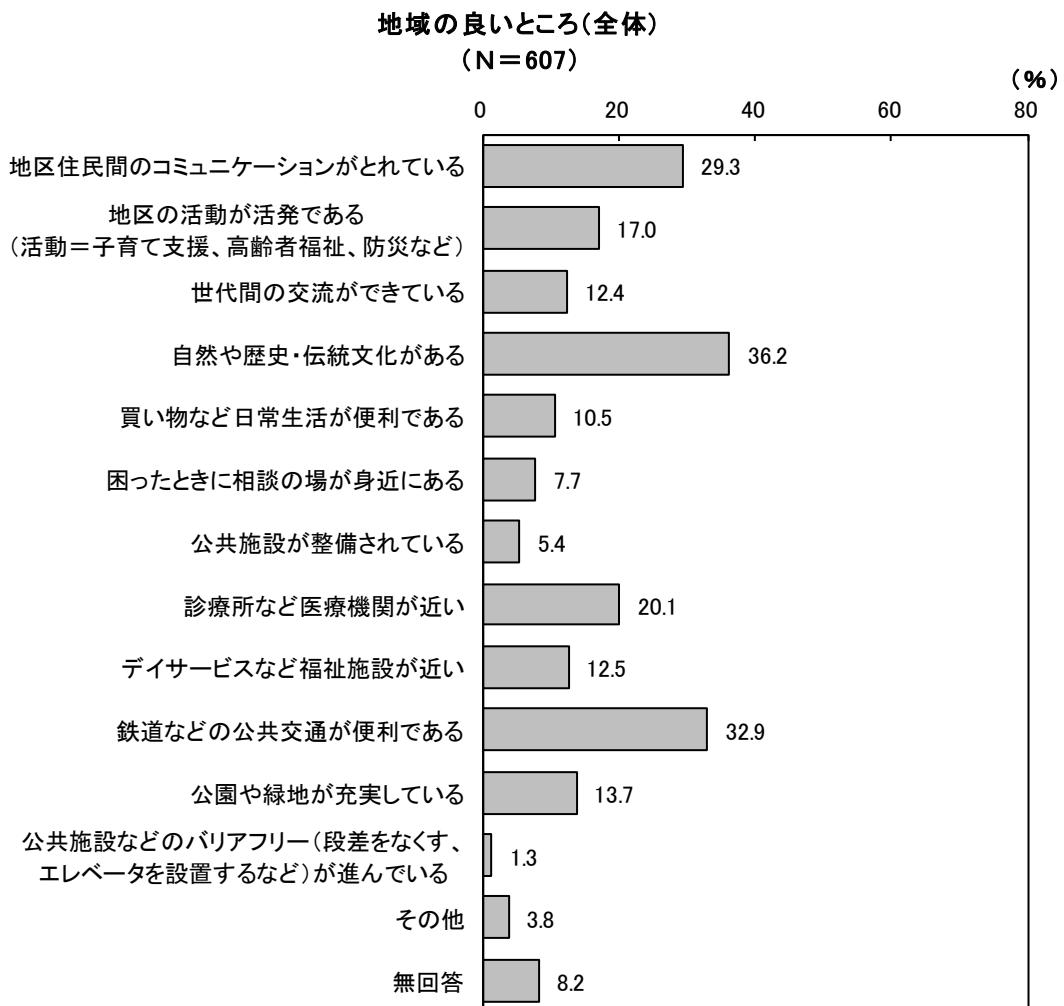
「どちらかといえば関心がある」が 58.2%、「非常に関心がある」が 24.4%で合わせると、82%の住民が関心を持っています。一方で 20 歳代や 30 歳代の若い世代では関心が比較的低い傾向が見られます。



※全体には年齢無回答の 9 人を含む

## ○地区の良いところについて

地区の良いところについては、全体では「自然や歴史・伝統文化がある」、「鉄道などの公共交通が便利である」、「地区住民間のコミュニケーションがとれている」などが上位を占めました。

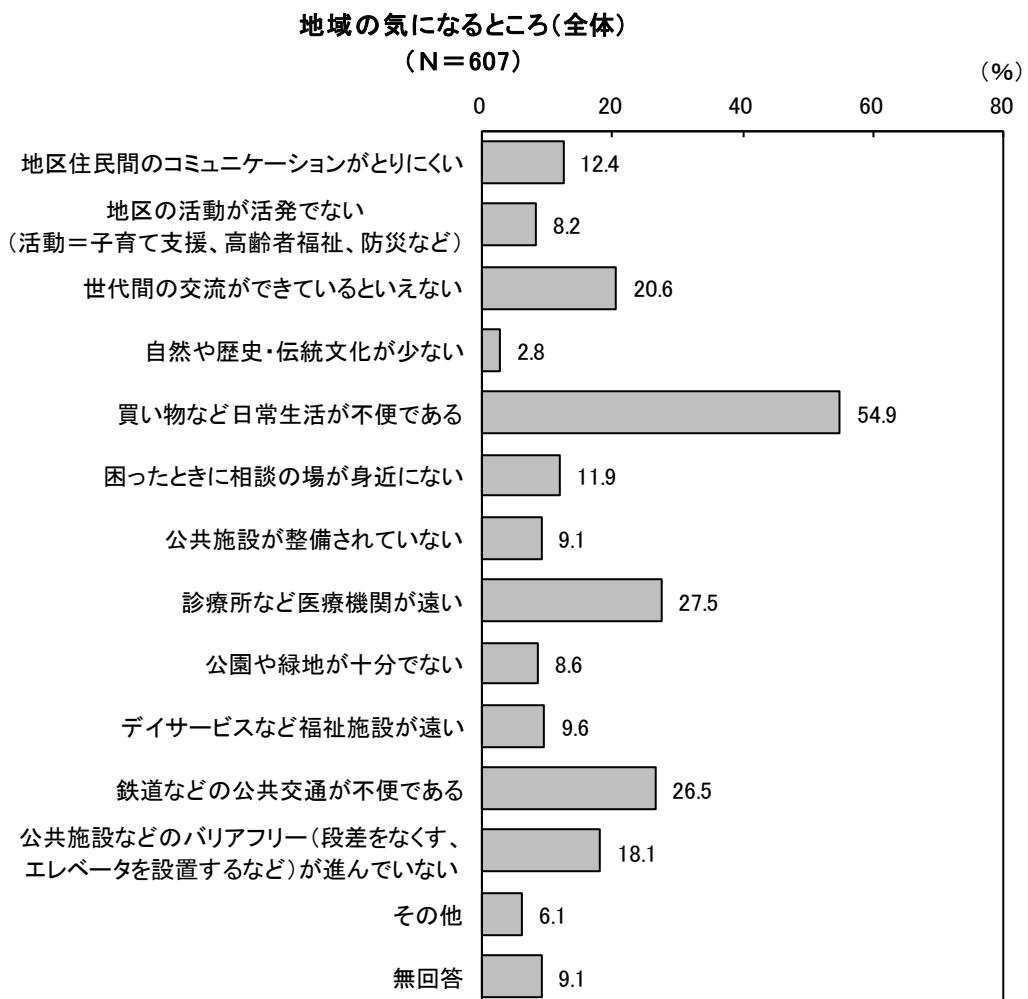


居住地区別にみると、次のように地域によって違いがあります。

項目	全体平均より10ポイント以上高い地区
地区住民間のコミュニケーションがとれている	上井手、東部
地区の活動が活発である (活動=子育て支援、高齢者福祉、防災など)	上井手
世代間の交流ができる	東部
自然や歴史・伝統文化がある	上井手、石垣、南部
買い物など日常生活が便利である	石垣
診療所など医療機関が近い	水無、西部
デイサービスなど福祉施設が近い	南
鉄道などの公共交通が便利である	玉水、水無、高月、西部
公園や緑地が充実している	高月、西部

## ○地区の気になるところ

地区の「気になるところ」(不安や不満)については、全体では「買い物など日常生活が不便である」が54.9%と最も多く、次いで「診療所など医療機関が遠い」が27.5%、「鉄道などの公共交通が不便である」が26.5%、「世代間の交流ができているといえない」が20.6%などとなっています。

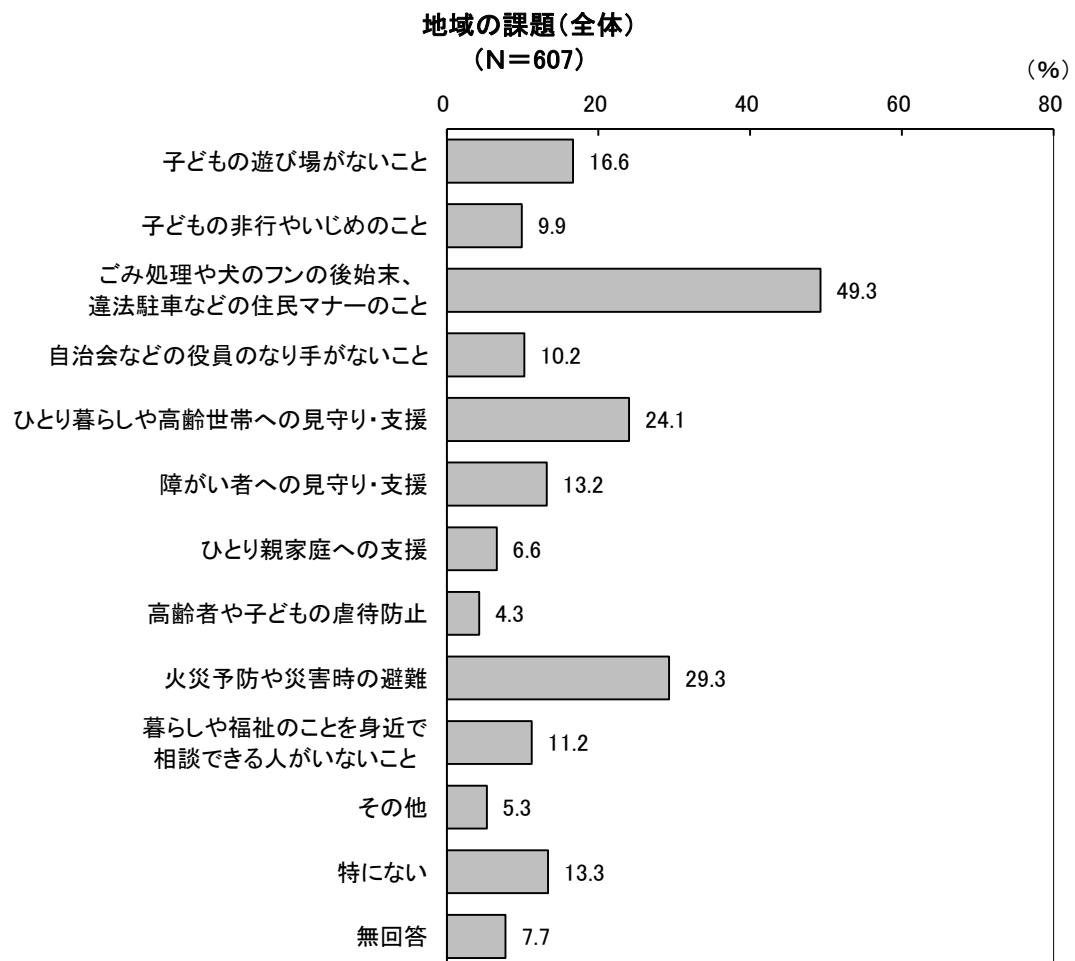


居住地区別にみると、次のように地域によって違いがあります。

項目	全体平均より10ポイント以上高い地区
地区的活動が活発でない (活動=子育て支援、高齢者福祉、防災など)	西部
世代間の交流ができているといえない	石垣
買い物など日常生活が不便である	上井手、東部、西部、南部
診療所など医療機関が遠い	上井手
デイサービスなど福祉施設が遠い	西部
鉄道などの公共交通が不便である	上井手、南、東部、南部
公共施設などのバリアフリー(段差をなくす、エレベータを設置するなど)が進んでいない	水無

## ○地域の課題

地域の課題については、「これは何とかしなくてはいけないのでは」と感じている課題についての回答結果によると、全体では「ごみ処理や犬のウンチの後始末、違法駐車などの住民マナーのこと」が49.3%と最も多く、次いで「火災予防や災害時の避難」が29.3%、「ひとり暮らしや高齢世帯への見守り・支援」が24.1%などとなっています。



居住地区別にみると、次のように地域によって違いがあります。

項目	全体平均より10ポイント以上高い地区
子どもの遊び場がないこと	北
ごみ処理や犬のウンチの後始末、違法駐車などの住民マナーのこと	高月、東部
火災予防や災害時の避難	玉水、南部
特になし	水無

## ○社会福祉協議会、民生・児童委員、地域福祉推進員の周知度

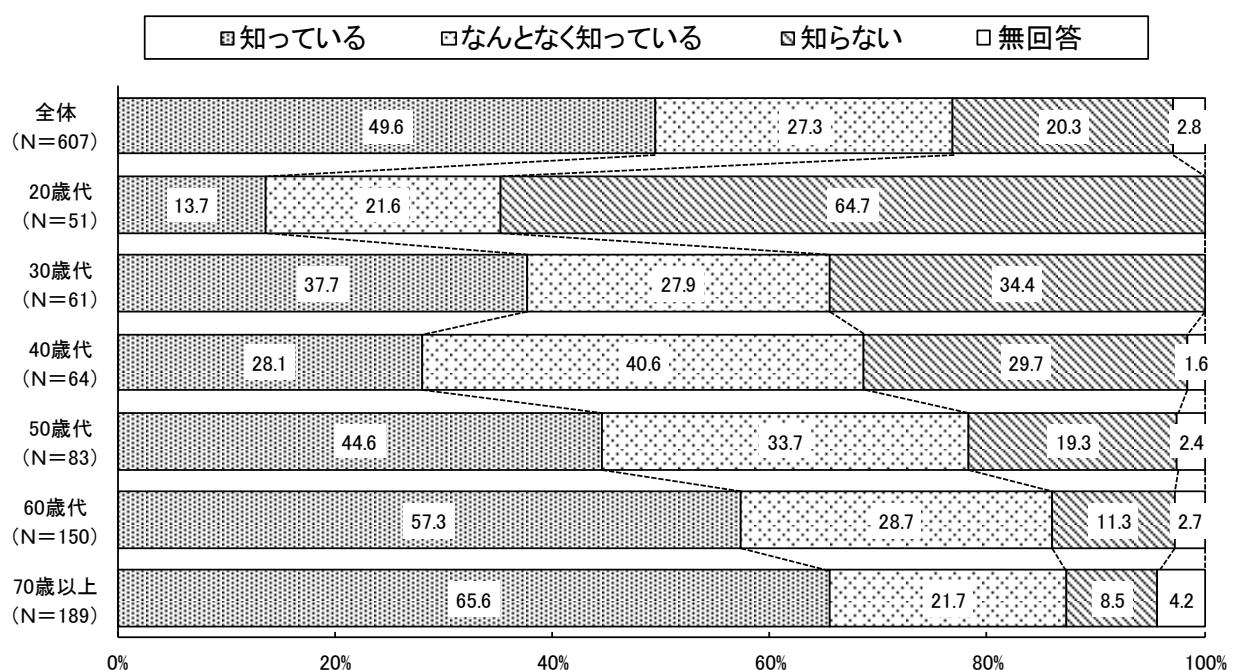
社会福祉協議会の周知度については、全体では「知っている」が49.6%、「なんとなく知っている」が27.3%、「知らない」が20.3%となっています。

民生・児童委員の周知度については、全体では「知っている」が33.9%、「なんとなく知っている」が18.3%、「知らない」が43.0%となっています。

地域福祉推進員の周知度については、全体では「知っている」が18.8%、「なんとなく知っている」が15.3%、「知らない」が59.1%となっています。

いずれも若い世代になるほど、地域の各委員の周知度が低く、地域に対する若い世代の関心や地域活動への参加を促していくことが求められます。

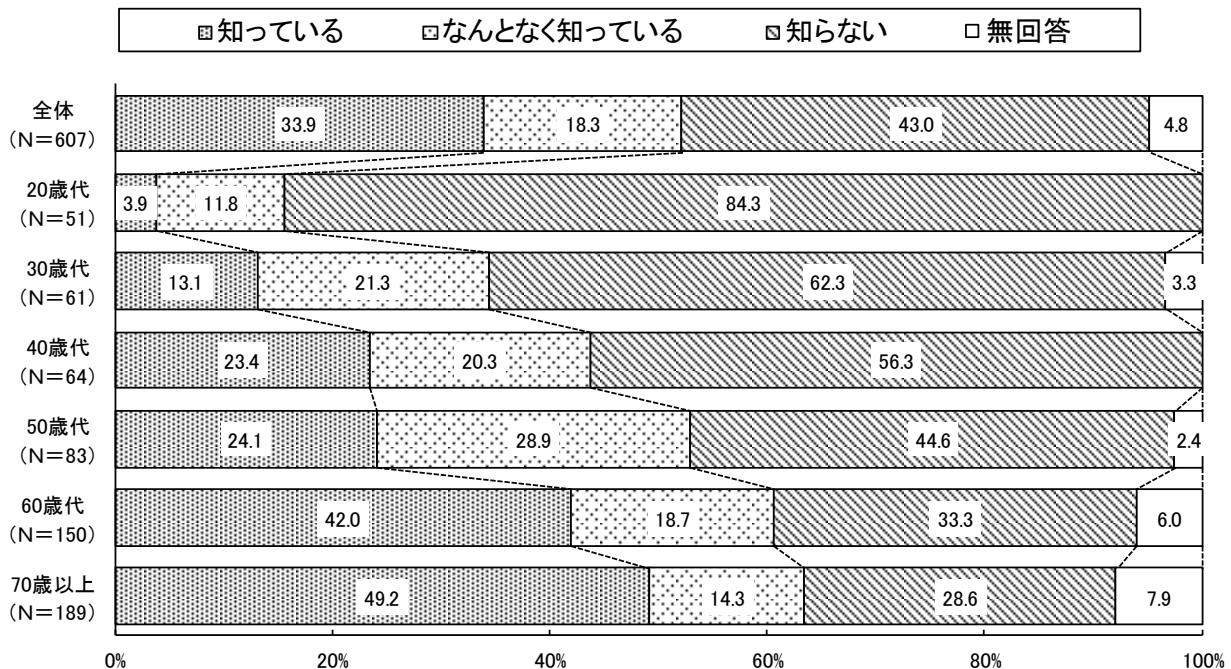
社会福祉協議会の認知度



※全体には年齢無回答の9人を含む

※社会福祉協議会：地域福祉の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織。

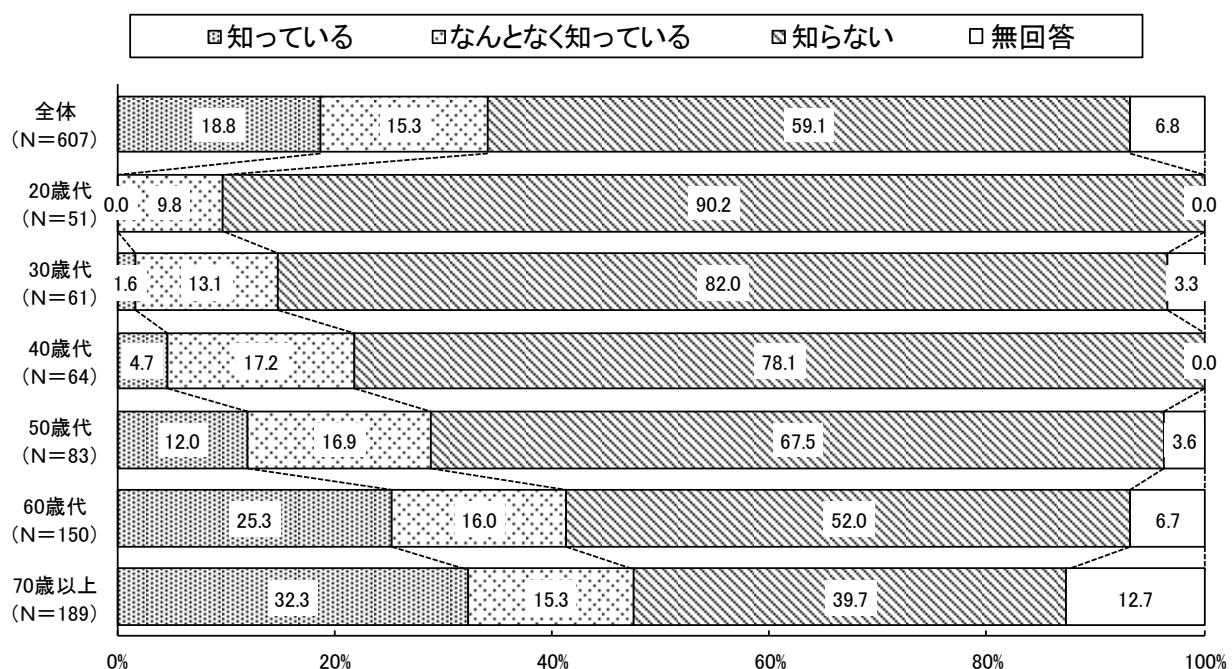
### 民生・児童委員の認知度



※全体には年齢無回答の9人を含む

※民生・児童委員：民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。「児童委員」を兼ねている。

### 地域福祉推進員の認知度



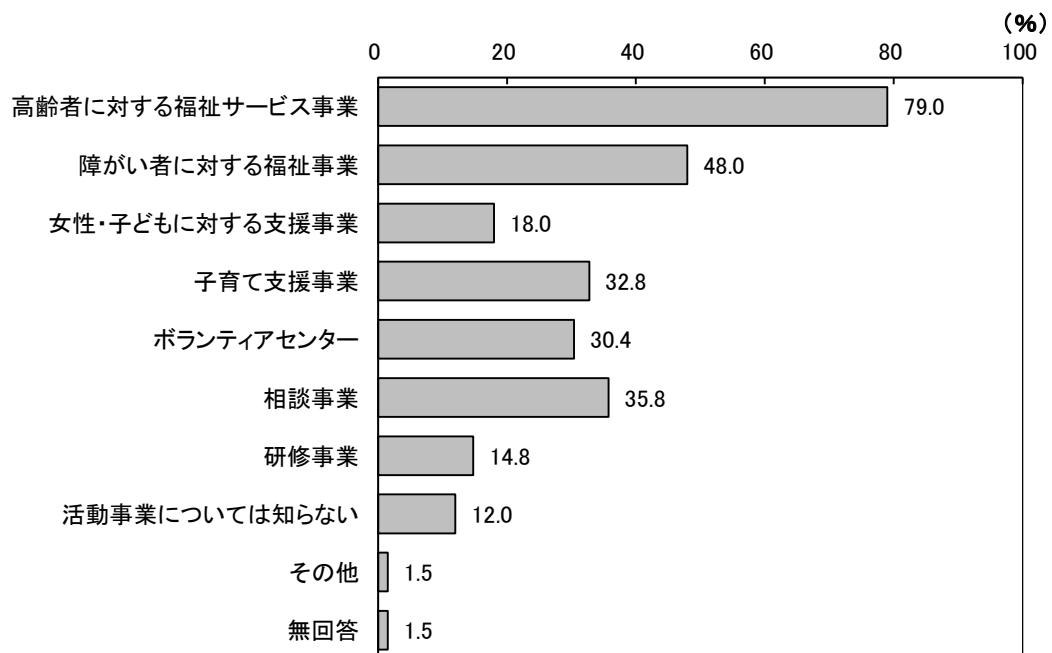
※全体には年齢無回答の9人を含む

※地域福祉推進員：地区ごとの福祉活動を推進する。地区ボランティア、区長、民生・児童委員などによって構成されている。

## ○社会福祉協議会の事業

社会福祉協議会を「知っている」「なんとなく知っている」と答えた人に、社会福祉協議会が実施している事業の中で、知っているものを選んでもらったところ、全体では「高齢者に対する福祉サービス事業」が79.0%と最も多く、次いで「障がい者に対する福祉事業」が48.0%、「相談事業」が35.8%、「子育て支援事業」が32.8%、「ボランティアセンター」が30.4%などとなって います。

社会福祉協議会の事業 (全体) (N=467)



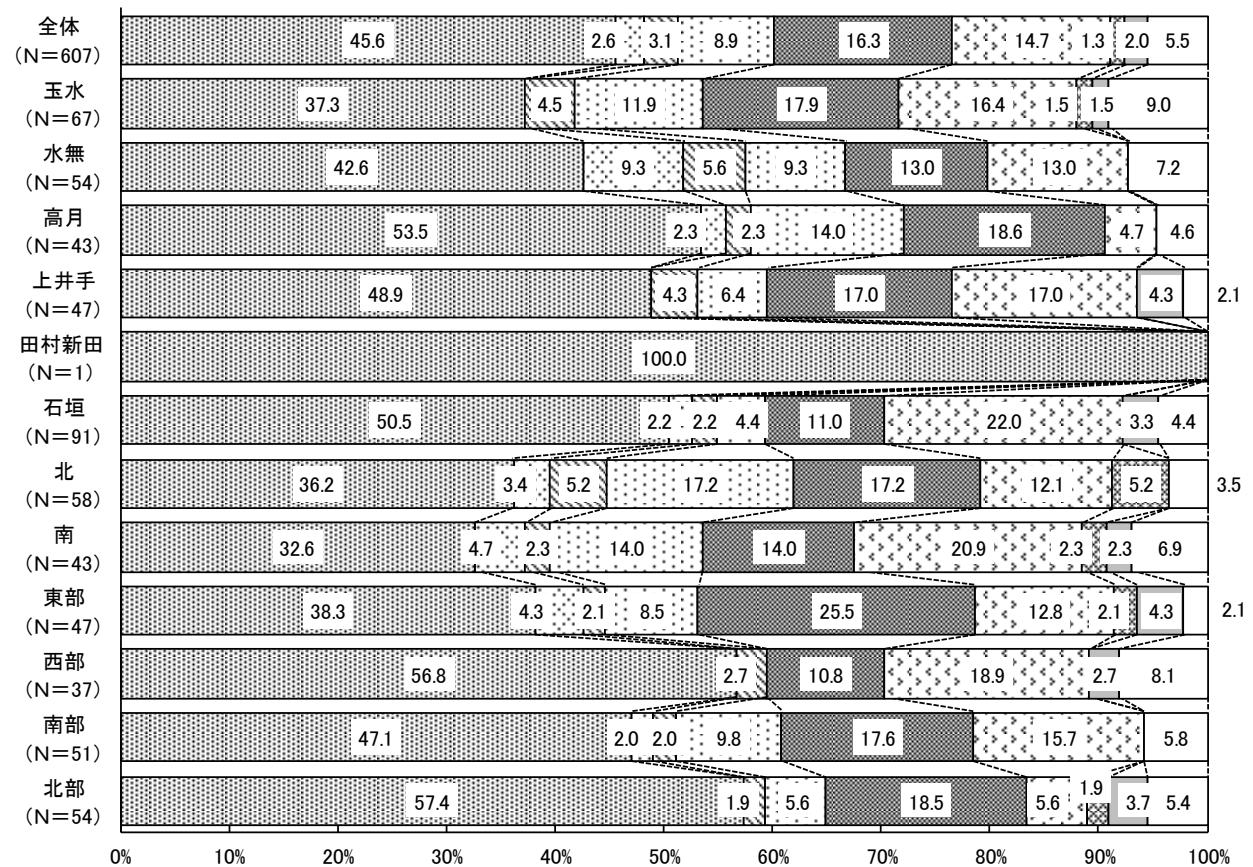
### ③地域での助けあいについて

#### ○地域の人同士の助けあいや支えあい

全体では「困っているときはお互いさまだから活発にしたい」が45.6%と最も多く、次いで「参加したいとは思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいかわからない」が16.3%、「公的なサービスを充実して対応すべきと思う」が14.7%などの結果でした。

#### 地域の人同士の助けあいや支えあい

- 困っているときはお互いさまだから活発にしたい
- 家族や親せきで何とかしたいと思うので、活動に参加したいとは思わない
- 手助けしてもらうことや手助けすることに抵抗感がある
- ふだん付き合いがないので考えにくい
- 参加したいとは思うが、困っている人にどの程度まで関わればよいかわからない
- 公的なサービスを充実して対応すべきと思う
- 興味がない
- その他
- 無回答

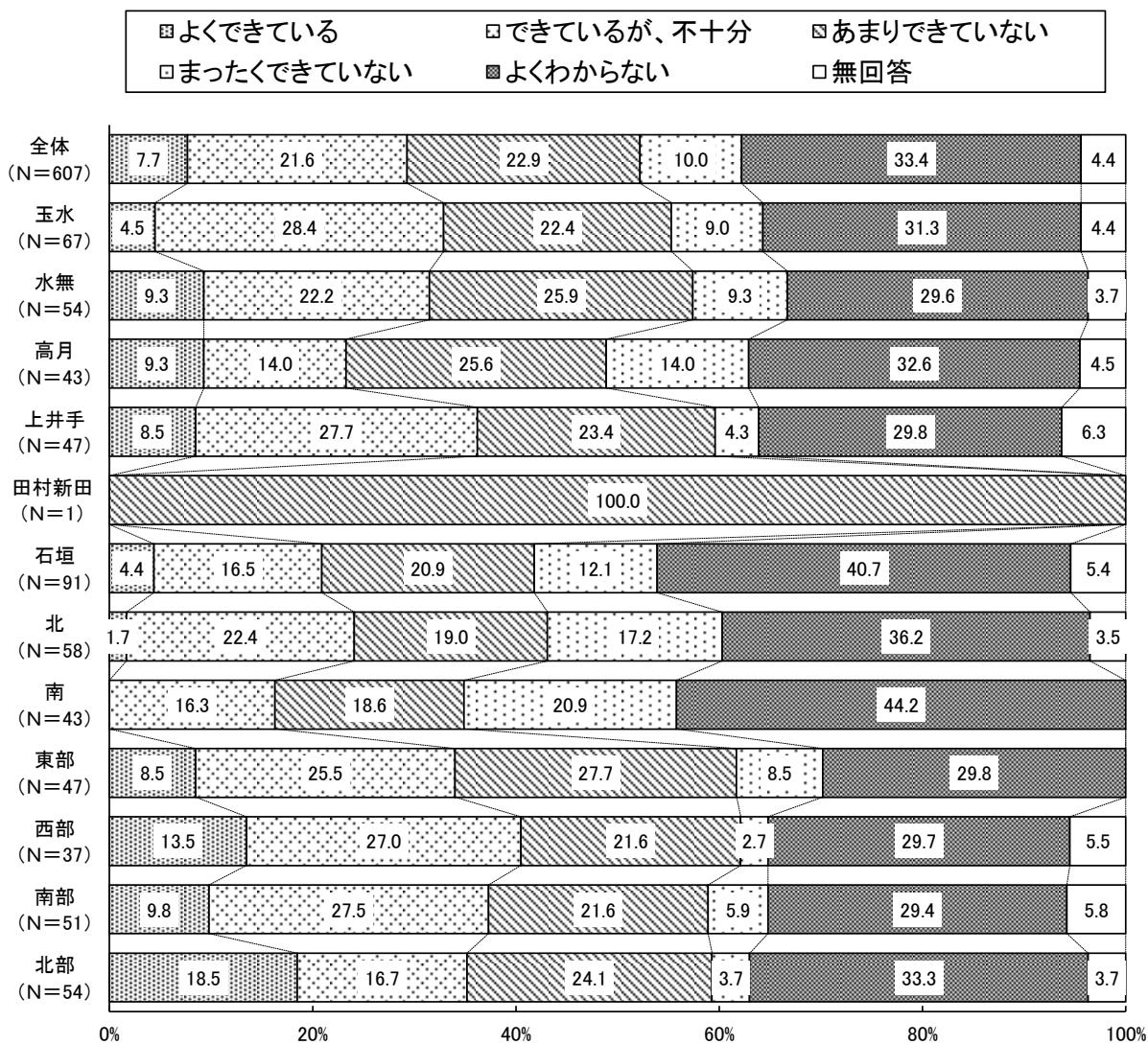


※全体には居住地区無回答の14人を含む

○高齢者や障がいのある人への声かけや安否確認

全体では「よくわからない」が33.4%をしめ、「あまりできていない」が22.9%、「できているが、不十分」が21.6%、「まったくできていない」が10.0%となっています。一方、「よくできている」は7.7%となっています。

高齢者や障がいのある人への声かけや安否確認



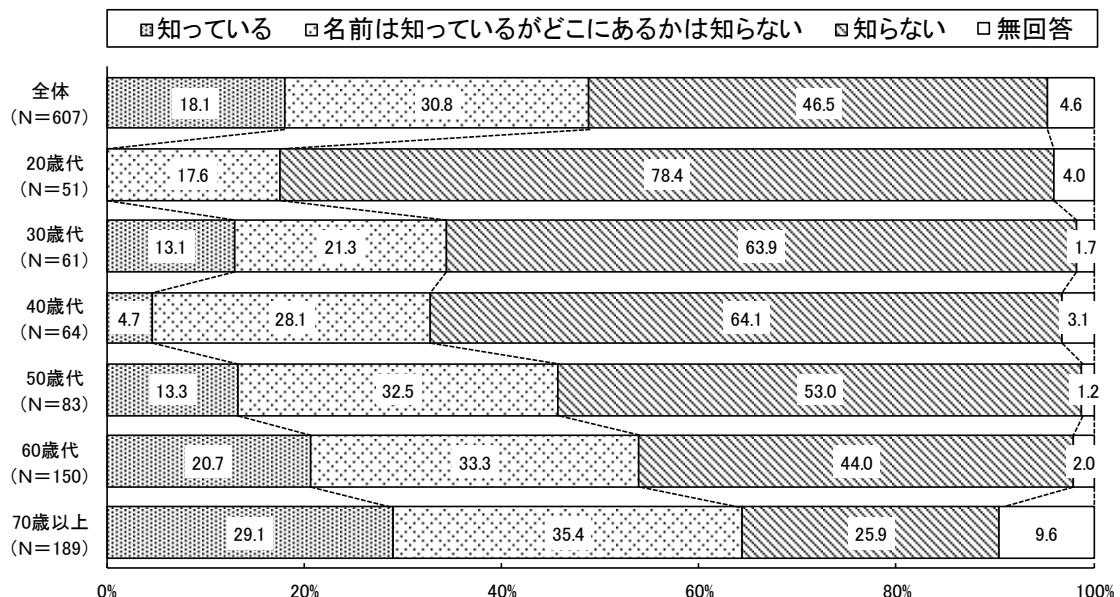
※全体には居住地区無回答の14人を含む

## ④ボランティア活動について

### ○ボランティアセンターの認知度

全体では、「知っている」が 18.1%にとどまったのに対して、「名前は知っているがどこにあるかは知らない」が 30.8%、「知らない」が 46.5%となっています。

ボランティアセンターの認知度

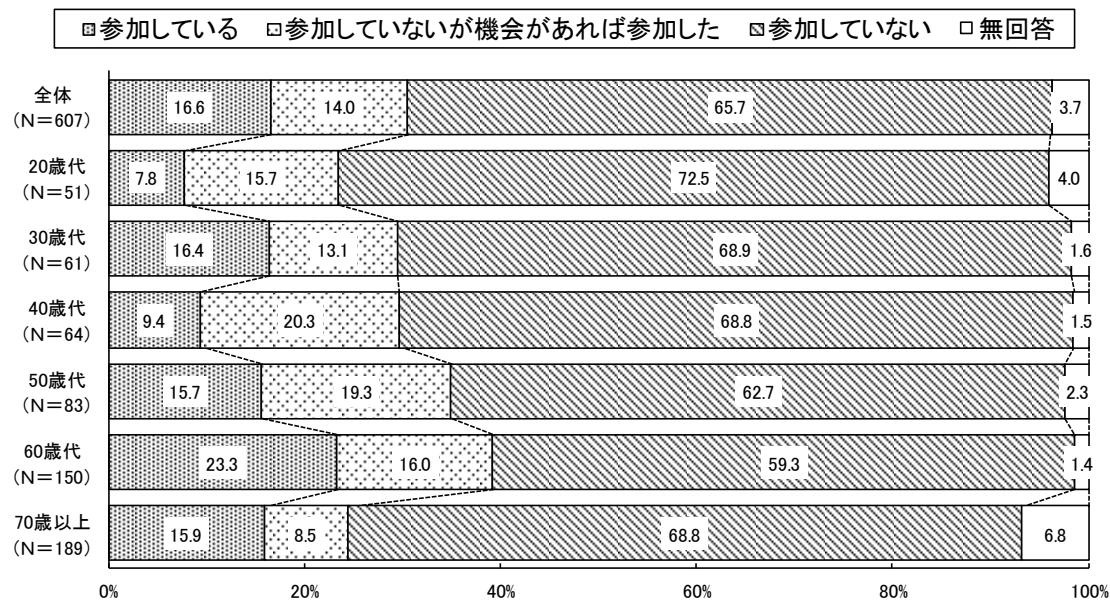


※全体には年齢無回答の 9 人を含む

### ○ボランティア活動への参加

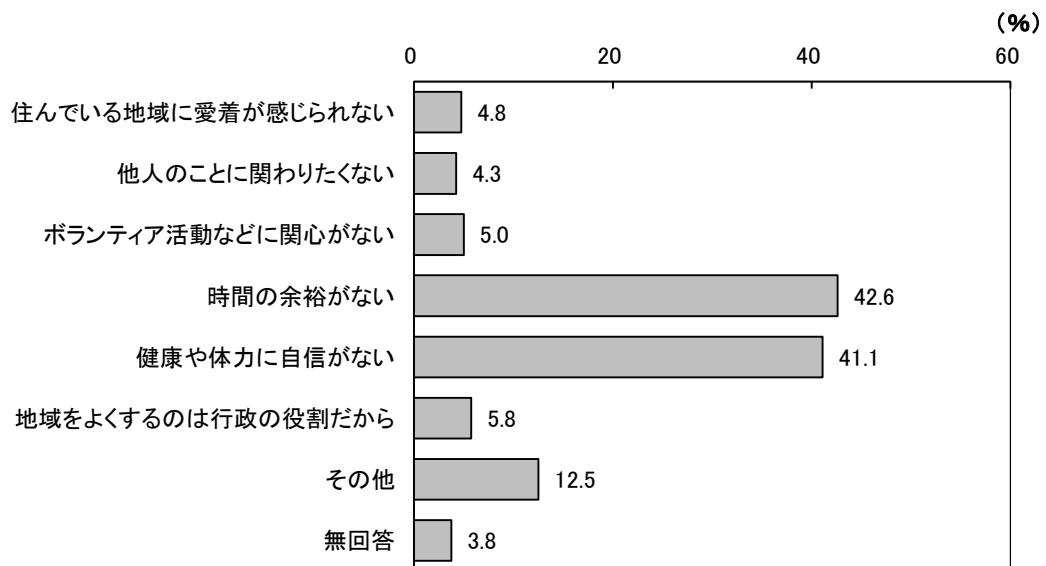
全体では、「参加している」が 16.6%にとどまったのに対して「参加していない」は 65.7%を占めました。一方、参加しない理由については、「時間の余裕がない」、「健康や体力に自信がない」などとなっています。参加していない人に参加できる条件を聞くと「行事などがあるとき、不定期に」や「月に数日程度」や「月 1 回程度」の回答が多い結果でした。

ボランティア活動への参加

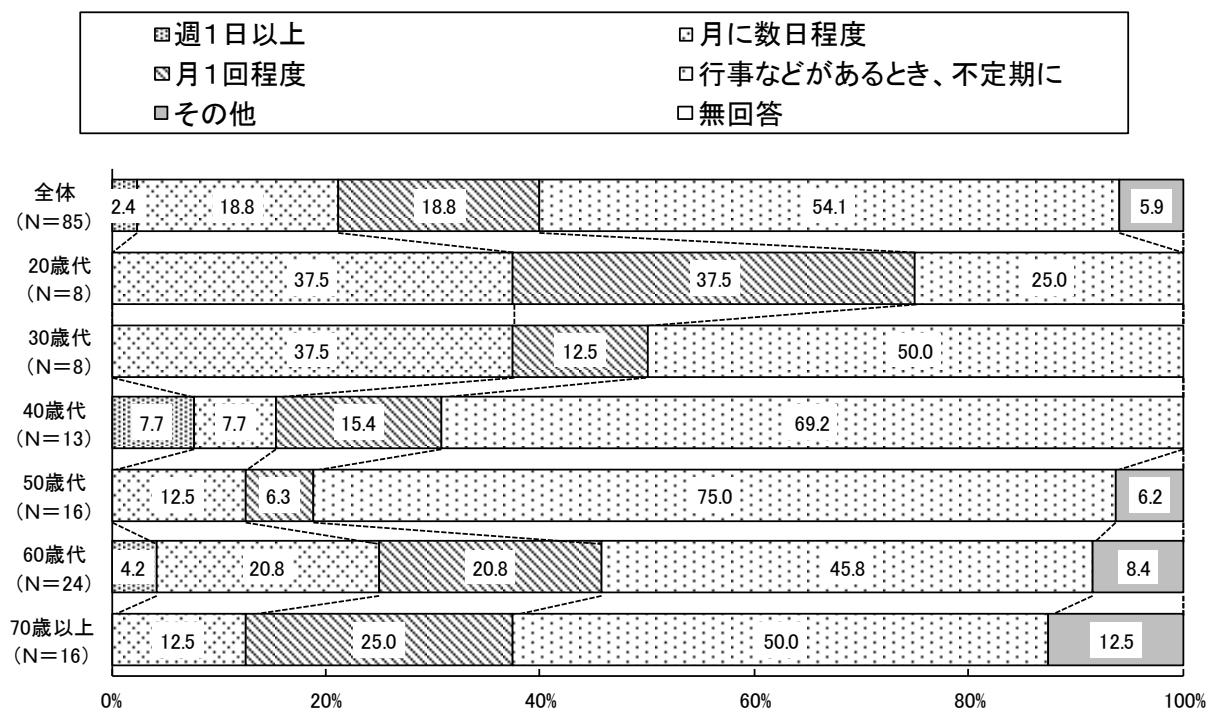


※全体には年齢無回答の 9 人を含む

### ボランティア活動の参加していない理由 <MA> (N=399)



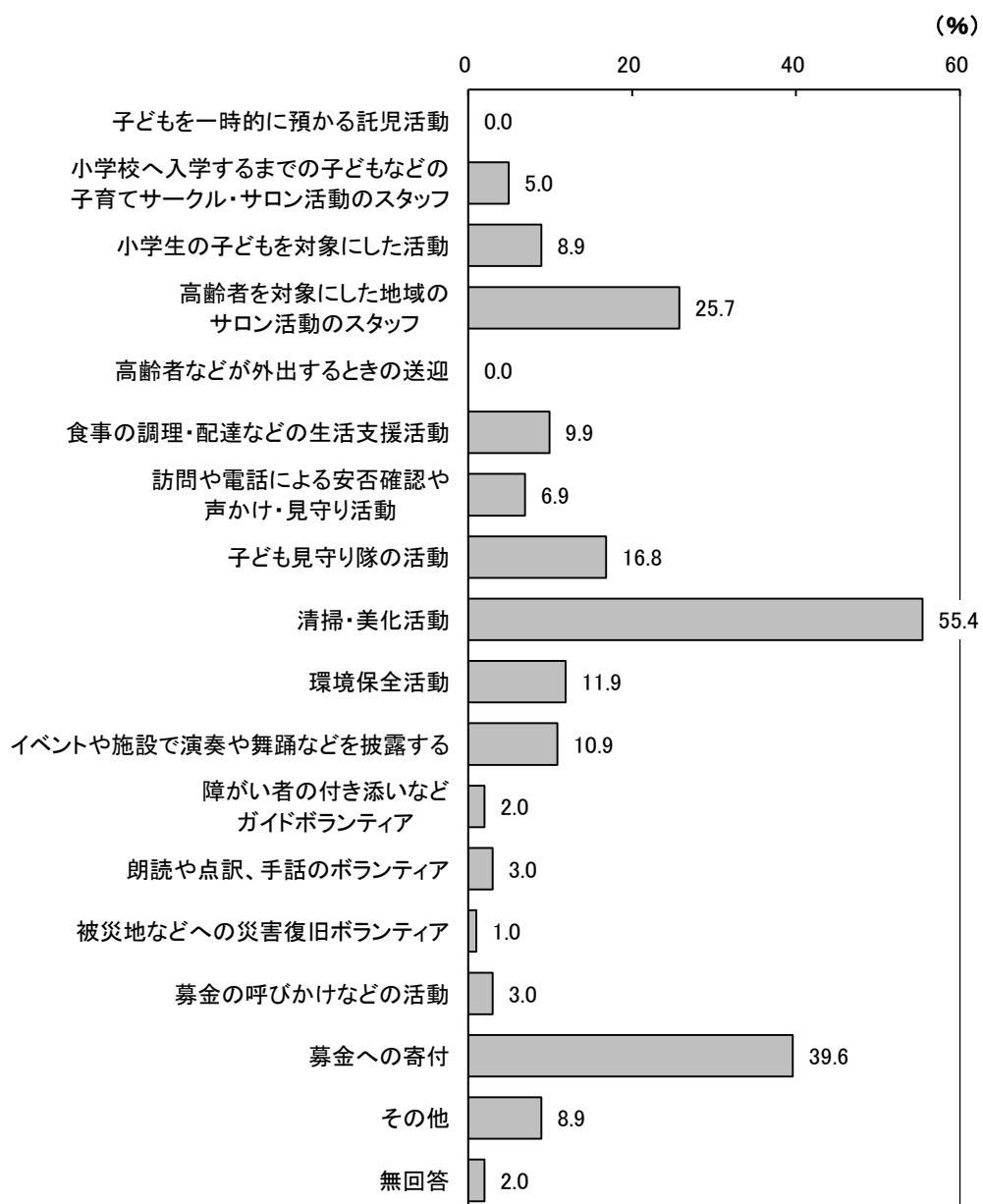
### ボランティア活動に参加できる条件



## ○参加したいボランティア活動

「清掃・美化活動」、「訪問や電話による安否確認や声かけ・見守り活動」、「環境保全活動」、「高齢者を対象にした地域のサロン活動のスタッフ」、「子ども見守り隊の活動」など多様なボランティア活動への参加意欲がうかがえます。

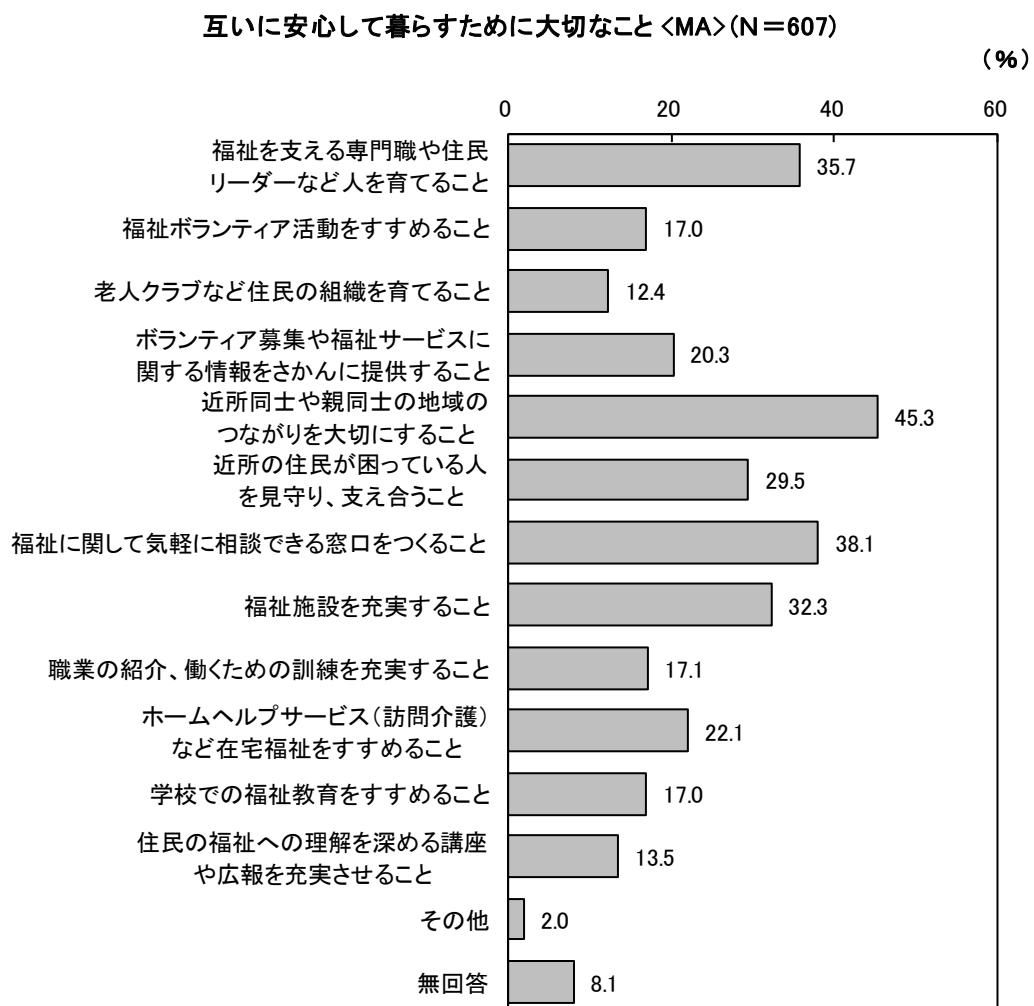
参加したいボランティア活動<MA> (N=101)



## ⑤井手町の福祉について

### ○互いに安心して暮らすために大切なこと

「近所同士や親同士の地域のつながりを大切にすること」が 45.3%と最も多く、次いで「福祉に関して気軽に相談できる窓口をつくること」が38.1%、「福祉を支える専門職や住民リーダーなどを育てること」が35.7%、「福祉施設を充実すること」が32.3%などとなっています。



## (2) 地区別住民ワークショップからの課題

12 地区の住民がワークショップを通じて、地区の良いところや気になるところを話し合い、それらを踏まえ、今後の各地区のまちづくりへの提案、そして地区の目標像を立案しました。このうち、地区の良いところや気になるところを概観すると、次の通りに集約されます。

- 地区によって生活上の利便性が異なるため、気になるところとして駅が遠いなど不便であることあげる地区もある一方で、利便性の高さを評価する地区もありますが、全般に町内の移動手段の利便性が高くないことを課題とする意見が多く見られました。
- 多くの地区で少子高齢化により、子どもが少なくなったことをさびしく感じる意見が上がりました。また、ひとり暮らし高齢者の見守りを課題とする意見も複数上がっています。
- 路上駐車や交通マナー、犬のウンチの始末などの住民マナーの向上についても課題が多く上がりました。
- 桜やホタルなど、自然環境を高く評価する地区が見られました。
- 地区の連携が強いことを評価する一方、活動を担うのが一部の住民である傾向が見られることが指摘されました。
- 高齢者が元気で、地域活動の担い手として活躍している状況が複数の地区でうかがえます。

これらから、井手町においては、今後少子高齢化がさらに進むことも視野に入れながら、年齢層に関係なく、地域におけるつながりをいっそう深め、互いにコミュニケーションを図る機会が充実した地域づくりが求められています。

## 井手町の良いところ 気になるところ

私たちから見た井手町 ～地区別住民ワークショップの結果の主な意見～

### 井手町の良いところ

#### ＜あいさつやコミュニケーション＞

近所は、結構あいさつ、話をする

あいさつをお互いがしてコミュニケーションがとれている

住んでいる人がお互い分かっており、顔の見える住民の交流が盛んで、人の繋がりの濃い地区で、社会的孤立は極めて少ない

隣組の人達はいつも声を掛け合っている

隣近所の付き合いがよい  
(一人世帯の人の事も近所でよく見てもらっている)

#### ＜地域のつながり＞

ミニサロンの参加者が多く、好評だと思う

高齢者を地区全体で見守る

地域全体が子ども会活動に協力的

各団体の協力がよい 老人クラブ・同婦人部、消防団員にはお世話になっている

世代間の交流ができている

#### ＜周辺環境、生活環境＞

おいしい米、野菜がとれる

玉川がきれいになって今年はホタルが多数出た

生活環境が静かで過ごしやすい

桜がキレイ

## 井手町の気になるところ

### ＜地域のつながり＞

- ボランティア活動の参加者が少ない
- 自治会の役員の担い手がない
- 老人クラブの出席率が悪くなつた
- 行事参加者が固定化傾向
- 一人暮らしの高齢者が心配
- 若い方との交流がない
- 若い世代で、近所付き合いをあまりしない住民が多くなつている

### ＜少子高齢化や過疎化について＞

- 子どもの数が減つている
- 子どもが少なく、集まって遊んでいる姿が見えなくなつた
- 活気がない 人通りが少ない
- 空家が多い

### ＜交通の便について＞

- 交通アクセスが高齢者には大変  
(自動車免許が無くなつた人等)

### ＜マナーについて＞

- 子どもの自転車のマナーが悪い(飛び出しなど)
- 違法駐車が多く、道も狭くなる
- 玉川沿いに犬の散歩が多いが、ウンの始末ができていないことが多い

### ＜災害時について＞

- 災害時の避難の仕方が明確になつてない

### (3) 各団体アンケート結果からの課題

町が平成23年8~9月にかけて実施した関係9団体(※)アンケート調査の結果から、井手町の良いところ、気になるところなどの評価と課題について聞いたところ、主要なポイントは次の通りに集約されます。

※…井手町地域福祉推進員、井手町民生児童委員協議会、井手町人権擁護委員、井手町身体障害者協会、井手町老人クラブ連絡協議会、井手町子ども会育成協議会、井手町わかば会、やましろ子育てネットワーク、(社福)弥勒会

- おもいやりやマナーを高めていく必要がある。
- 若い世代が結婚等を機に町外へ転出し、高齢者世帯だけが増え、少子化が進んでいる。
- 新旧住民の交流の機会の充実が必要。
- 福祉について行政に頼るという気持ちがある。
- 少子高齢化対策や定住促進対策を進める必要がある。
- 買い物など地域内の交通（公共バスの撤収以後）の利便性が低い。
- 消費の流出が増加している。
- 地域全体に活気がない。

## 第3章 めざす目標

---

## 1 全体目標 ～めざすまちの将来像～

地区別住民ワークショップなどの結果から、地域住民は、本町の美しい自然環境を誇りに思い、また地域のつながりを大切にしていることがわかります。一方では、少子高齢化によって地域に活気がなくなってきたことや若者が地域の活動に参加しなくなってきたことなどを気にしています。そして、地区別住民ワークショップや作業部会での意見を集約すると、本町で地域福祉活動を進めるにあたっては、年齢に関係なく誰もが地域の活力や結びつきに関する活動に参加する、やさしさと元気あふれるまちづくりが理想の姿であるといえます。

このことから本町の地域福祉活動がめざす全体目標（めざすまちの将来像）を「安心 笑顔 ふれあいを みんなでつくる 井手のまち」とします。

＜全体目標（めざすまちの将来像）＞

安心 笑顔 ふれあいを  
みんなでつくる 井手のまち

## 2 12 地区の目標

地区別住民ワークショップの結果から、本計画における12地区の目標を掲げます。

### ①玉水区

#### 自分たちの地区の将来像

**明るくみんな仲が良い住みよいまち 玉水！**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 子ども達への声掛け
- ごみ拾いなど、進んで美化に努める。

### ② 水無区

#### 自分たちの地区の将来像

**笑顔であいさつ 明るい水無！**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 環境を守る。マナーに対する考え方、自分ができることを実践（ごみ等）
- ひとり暮らしの人、身障者の人への配慮で声掛けを日常から
- 一人ひとりが注意すればできる。ごみについて、犬のウン
- 若者（子ども）と老人と共に行事などを行いコミュニケーションを深める
- 子ども会、老人クラブ等の各種団体が交流できるよう地区をあげて考える

### ③ 高月区

#### 自分たちの地区の将来像

**自然と人にやさしいまち 高月!!**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- ホタルの時期にライト（車）を控える
- 避難訓練を年1回実施（地区内）する等、定着を図りたい
- 地域行事の活性化
- 通る時に目に付いたごみは拾う
- 子どものしつけ。大人が見本を！

### ④ 上井手区

#### 自分たちの地区の将来像

**人の絆を大切にする地域づくり**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 定期的に防災訓練を実施
- 子ども見守り隊の充実を図る
- 各行事に対し、誰でも参加できるメニューを行う
- 道路拡幅には、地権者の協力も必要

## ⑤ 田村新田区

### 自分たちの地区の将来像

#### 自然豊かな田村新田区

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 汚物を川に捨てない
- ごみの分別をしっかりする

## ⑥ 石垣区

### 自分たちの地区の将来像

#### 気軽に声をかけあえる!! 安心・安全なまち

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 子どもたちに買い物が済んだら、店の前で食べないように注意してあげる
- 隣組に入っていない人がいないか大家さんに確認する
- 駐車違反車両の排除。迷惑実態を回覧等で知らせる。解決しない場合は、警察などの指導を仰ぐ
- 各商店が活性化に努める

## ⑦ 北区

### 自分たちの地区の将来像

**子供の声が聞こえるまちへ！**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 高齢者の見守りを地区の役員と地域福祉推進員で行ってはどうか
- 玉川の階段の清掃。落葉等で足がすべり危険
- 夜間に空家の多い所を見に行く

## ⑧ 南区

### 自分たちの地区の将来像

**ルールを守り協力し コミュニケーションのとれるまち**

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 自治会の役員のなり手は自分たちの地区で決めていく
- ごみは決められた日に出す

## ⑨ 東部区

### 自分たちの地区の将来像

#### 笑顔があふれる 人にやさしいまち

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 「竹<sup>たけ</sup>簾<sup>ぼうき</sup>の会」地区ごとに道路の掃除をする会をつくり、美しい町づくりをめざす
- 老人（特に一人暮らし）の日常の見守りをより充実させるため、隣組に2名ぐらいのヘルパー免許所持者をつくる
- 町内買い物バスの運行を住民が主体となって検討していく。
- 夏祭り、納涼祭の参加人数が少なくなっている。模擬店等、老人クラブ、地区で出店してもらい、1人でも多く参加して楽しんでもらう
- 住民こぞっての声掛け運動実施
- 自然環境の良さを利用して、観光客を呼び寄せる

## ⑩ 西部区

### 自分たちの地区の将来像

#### 若者も高齢者も楽しく住みよい西部

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 子ども会での親同士のコミュニケーションを増やし、行事に楽しんで参加できる雰囲気を作る
- 体育協会主催等のスポーツ大会に地区として出場チームを組めるよう、声掛け依頼を積極的にしていく

## ⑪ 南部区

### 自分たちの地区の将来像

#### マナーを守り 子供とお年寄りを大切にするまち

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 地域の行事 ほたる祭り、盆踊り等に積極的に参加。
- 犬の粪は、自分で持て帰る。ごみ袋を持って歩く
- 下校時的小学生の見守り

## ⑫ 北部区

### 自分たちの地区の将来像

#### 『話そう！』 子供から高齢者まで思いやりを持った明るいまち

もっとよい地区にするために自分たちが取り組むことの例

- 「コンニチハ運動」を進める
- 年1回は、自主防災の訓練を確実に実施する
- 高齢者へ公民館の利用を促す

### 3 活動計画の5つの基本目標

住民アンケート結果や地区別住民ワークショップで出た意見を踏まえ、井手町の住民と社会福祉協議会が協働で進める地域福祉活動の基本目標を次の通りに掲げます。

#### (1) 安心できる安全な地域づくり

ふだんから防災や防犯にみんなで取り組み、交通ルールを守って、誰もが安心できる安全な地域をめざします。

#### (2) ふれあい豊かな地域づくり

子どもから高齢者までお互いにあいさつを交わし、地域で気持ち良く暮らすためのマナーをみんなで守る、ふれあい豊かで交流の活発な地域をめざします。

#### (3) 見守りと支援がある地域づくり

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、支援が必要な住民を近所で見守るとともに、地域ぐるみで子育てを応援する、見守りと支援がある地域をめざします。

#### (4) 人が学び育つ地域づくり

地域福祉のことや、認知症、障がいのことなど、お互いに助けあう福祉活動にとって大切なことを積極的に学び、福祉の担い手が育つ地域をめざします。

#### (5) 絆で結ばれる地域づくり

各団体や個人が必要に応じて積極的に連携し、地域を元気にする活動を一緒に進め、地域福祉のネットワークを広げる、絆で結ばれる地域をめざします。



## **第4章 活動計画**

---

# 1 安心できる安全な地域づくり

役割分担凡例： ◎・・・主体者 ○…協力者、参加者

## 1 防災

- ・地域の防災意識を高め、消防団や自主防災組織の活動に積極的に参加します。社会福祉協議会も、地域の防災活動に参加します。
- ・ふだんから高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者を把握します。また、必要な対象者に災害時要援護者台帳への登録を促します

### ＜主な事業＞

#### 災害ボランティアネットワーク連絡会の運営【実施区分：充実させる事業】

平常時より、災害時に機能する災害ボランティアセンターの活動体制の整備を関係機関とともに進めます。また、住民を対象に災害ボランティア活動に関する研修会や講演会を開催し、災害ボランティア登録者数の増加を図ります。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	◎

## 2 防犯

- ・防犯に関する講座などを開催し、防犯についての知識を身につけるよう心がけます。
- ・向こう三軒両隣でいつも見守る安心の地域をつくります。

## 3 交通マナー

- ・お互いに路上駐車をせず、交通マナーを守る気持ちがよい地域をつくります。

## 2 ふれあい豊かな地域づくり

役割分担凡例： ◎…主体者 ○…協力者、参加者

### 1 あいさつと声かけ

- ・みんなで積極的にあいさつ運動を展開します。
- ・登下校の子どもや高齢者などに声をかけ、お互い顔見知りのあたたかい地域をつくります。

### 2 地域でのマナー

- ・犬のウンチの始末などの徹底を呼びかけ、お互いにマナーを守ります。
- ・自転車の運転マナーを子どもも大人も守ります。

### 3 交流と生きがいの場づくり

- ・敬老行事などによって長寿を祝い、交流を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人が気軽に参加し、集えるサロン活動を展開します。
- ・住民が主体となって運営するサロン活動の充実を図ります。

#### ＜主な事業＞

##### 敬老祝賀式【実施区分：継続実施事業】

年1回、長寿を祝う敬老祝賀式を開催し、今後も高齢者の生きがいに資する事業となるよう努めます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	◎

##### 生き生きふれあいサロン事業【実施区分：継続実施事業】

65歳以上の方及び障がいのある方を対象に、およそ月1回、多様なレクリエーションや手芸教室、料理教室をまじえたサロンを開催し、交流および生きがい促進と閉じこもり防止を図ります。また、他団体との連携によって、より多彩な内容となるよう努めます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	

#### 地域福祉推進員によるミニサロンの開催【実施区分：継続実施事業】

12地区において、地域福祉推進員が中心となって仲間づくり、元気づくり活動としてミニサロンを行い、仲間同士相互の見守り、支えあいを促します。また、社会福祉協議会においてレクリエーションなどに必要な貸し出し用備品を充実させます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	○	

#### 生きがいづくりのためのサークル活動【実施区分：新規事業】

退職した住民の生きがいづくりや仲間づくりができるサークルを新たにつくるなど、活動を充実させます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	○	

#### 世代間交流の推進【実施区分：新規事業】

高齢者が昔の遊びや餅つきなどを子どもや若者に伝えながら、多世代が交流できるサロンやイベントの開催を図ります。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

#### 地域の気軽な居場所づくり【実施区分：新規事業】

子どもや親、高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる多様な居場所づくりを進めます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政・サービス事業者
	◎	◎	○

## 4 環境美化

- ・住民による環境美化活動を行います。
- ・ごみのポイ捨てをしない気持ちがよい地域をつくります。また、そのための啓発を進めます。

### 3 見守りと支援がある地域づくり

役割分担凡例： ◎・・・主体者 ○…協力者、参加者

#### 1 見守りと安否確認

- ・地域福祉推進員による見守り活動の対象者や訪問回数の増加を図ります。
- ・支援が必要な家庭や個人を見守るしくみを強化します。
- ・近所においてひとり暮らし高齢者や障がいのある人、昼間一人でいる子どもなどの見守りを積極的に進めます。
- ・地域づくりにおいて中心的役割を担う民生・児童委員活動と社会福祉協議会の活動とのいっそうの連携強化を図ります。
- ・住民による電話での安否確認を進めます。

#### ＜主な事業＞

##### 地域福祉推進員による見守り活動【実施区分：充実させる事業】

12地区の地域福祉推進員が、ひとり暮らし高齢者など見守りが必要と見られる住民を定期的に訪問し、安否確認や見守りを行う活動を今後いっそう充実させます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

##### 地域住民による見守り活動【実施区分：新規事業】

自治会や地域防災組織とも今後連携を図りながら、地域の住民が、ひとり暮らし高齢者、子ども、障がいのある人等の見守りを行う活動を進めます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	○	

##### ハローサービス活動【実施区分：継続実施事業】

ボランティア団体「やまぶき」が、ひとり暮らし高齢者等へ電話で安否確認を行う活動を実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	○	

#### 2 相談と情報提供

- ・社会福祉協議会において常時、福祉について気軽に相談できる窓口業務を行います。また、生活上の心配ごとに対応した定期的な相談窓口を設置します。
- ・地域の中で支援が必要な住民の相談に応じることができる相談員を育成します。
- ・「社協だより」やパンフレットなどによって、社会福祉協議会の事業や住民活動の広報を進め

ます。

＜主な事業＞

心配ごと相談日開設事業【実施区分：充実させる事業】

月2回、町内において生活上のさまざまな相談に応じる相談所を開設し、必要に応じて行政や、法律・福祉などの専門機関へのつなぎを行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	◎

住民相談員の育成【実施区分：新規事業】

民生児童委員協議会と協力して、地域の中で配慮や支援が必要な住民の相談を受けられる人材を育成します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

### 3 子育て支援

- ・地域の子どもを地域で育てる子育て環境を築き、子どもが健やかに成長する地域をめざします。
- ・子育て期の保護者が交流できる多様な機会を設けます。

＜主な事業＞

子育てサロン【実施区分：継続実施事業】

年4回程度、就園前乳幼児の保護者を支援し、必要に応じて相談に応じ、保護者同士の交流を図るため、親子で参加し、ピクニックや運動会、屋内レクリエーションなどを行うサロンを開催します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

わくわく広場【実施区分：継続実施事業】

年7回程度、就園前の乳幼児の保護者が親子で気軽に集い、軽食やおやつを食べながら自由に交流できる広場活動を行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	

#### 4 当事者や家族への支援(障がい者への支援、高齢者生活支援、介護等)

- ・通院などに支援が必要な人を対象に安心できる移動サービスを充実させます。
- ・日常的な買い物に不自由を感じる住民の増加が見込まれることから、今後取り組みの検討を進めます。
- ・介護予防のため、体操や健康相談をもりこんだ催しを開催します。
- ・生活上援助が必要な高齢者や障がいのある人にきめ細かな生活支援サービスを提供します。
- ・リフレッシュのためのレクリエーションなどによって介護家族の支援を図ります。
- ・重度障がい者等へ見舞金を支給します。
- ・ひとり親家庭への支援を進めます。

##### ＜主な事業＞

###### 福祉移動サービス事業【実施区分：充実させる事業】

単独で公共交通機関を利用することが著しく困難な人の行動範囲を拡大するため、運転協力ボランティアにより、送迎を行う福祉移動サービス事業については、ニーズの増大が見込まれることから、人材の確保や利用しやすさへの配慮などによって今後いっそう充実させ、さまざまなニーズに対応できるサービスとして育成します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	

###### 井手町わかば会（母子会）事務局【実施区分：継続実施事業】

母子会であるわかば会の事務局機能を社会福祉協議会内に設置し、母子・父子を支援する受け皿として今後も総会や各種交流レクリエーション活動を支援します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	○	○

###### 配食サービス事業【実施区分：継続実施事業】

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に、安否確認を兼ねて月2回、弁当を配達する配食サービスを実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	◎

###### 高齢者世帯電気、ガス設備の無料点検事業【実施区分：継続実施事業】

消防署、消防団や町内事業所の協力を得て、高齢者世帯の電気やガスの設備の無料点検を年1回実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**家族介護者交流事業【実施区分：継続実施事業】**

在宅で高齢者を介護する介護者が心身ともにリフレッシュできるよう、日帰り旅行や交流会を年2回程度実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	◎

**夏期見舞金【実施区分：継続実施事業】**

寝たきりの高齢者や重度障がい者を対象に、年1回見舞金を支給します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**福祉サービス利用援助事業【実施区分：継続実施事業】**

判断能力に不安がある障がい者や認知症の高齢者などを対象に、福祉サービス利用の手続きや日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理や預貯金通帳などの預かりを行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**生活福祉資金貸付事業【実施区分：継続実施事業】**

経済的に困窮する住民に、目的に応じた資金を貸し付けます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**介護用品・各種器材の貸出【実施区分：継続実施事業】**

緊急時や短期間の間、障がい者等に車いすを貸し出すとともに、地区のイベントなどに必要な器材を貸し出します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**ほほえみ会（ひとり暮らし高齢者）【実施区分：継続実施事業】**

ひとり暮らし高齢者の仲間づくり、生きがいづくりを図るため、屋内レクリエーションや遠足などの催しを、年4回程度実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

介護予防事業【実施区分：継続実施事業】

地域包括支援センターからの委託を受けて、介護予防事業として、山吹体操クラブ（転倒予防教室）や健康相談、介護予防運動リーダー研修会を実施します。また、地域ごとの介護予防活動に人材を派遣するなどの支援を行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	◎

## 4 人が学び育つ地域づくり

役割分担凡例： ◎…主体者 ○…協力者、参加者

### 1 地域福祉を知る機会の充実

- ・地域福祉をみんなが理解し、その活動主体として参画できるよう、講座や学習会を開催します。
- ・「社協だより」において、福祉の理解を深める紙面の充実を図ります。
- ・社会福祉協議会役員や職員の研修機会を充実させます。

#### ＜主な事業＞

身近な地域の福祉を支える住民リーダーの育成【実施区分：新規事業】			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

懇談会やワークショップの実施【実施区分：充実させる事業】			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	○

「社協だより」の発行（全戸配布）【実施区分：充実させる事業】			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

社会福祉協議会をもっと知ってもらう取り組み【実施区分：充実させる事業】			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**社会福祉協議会会員増員運動【実施区分：充実させる事業】**

社会福祉協議会の会員を増やすため、イベント時やサロンなどの機会を捉えながら、増員運動を進めます。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	

**地域福祉推進員研修【実施区分：継続実施事業】**

地域福祉推進員を対象に年1回、講演会や交流等を行う研修を開催します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

**役員及び職員視察研修【実施区分：継続実施事業】**

社会福祉協議会の役員や職員が先進的なまちや施設を視察する研修を実施します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**2 認知症や障がいを知る機会づくり**

- ・認知症センター講座の受講人数の増加、内容の充実を図り、住民がセンターとして積極的に活動できるよう努めます。
- ・「障害者週間」において広域市町との連携で多彩なイベントや講演会を開催し、障がいや障がいのある人についての理解を促します。

**＜主な事業＞****「障害者週間」啓発事業【実施区分：継続実施事業】**

広域市町の社会福祉協議会による合同事業として、「障害者週間」に啓発を目的としたイベントを開催します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

**疑似体験機材の貸出【実施区分：継続実施事業】**

高齢者や障がいのある人への理解を深めるため、疑似体験セット、車いす等の福祉機材の貸出を行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

### 3 福祉教育

- ・学校教育における実践的な福祉体験教育や福祉活動について支援します。
- ・障がいや障がいのある人を理解するために実践的な学習機会に手話通訳者等の人材を派遣します。

#### ＜主な事業＞

福祉協力校の指定・活動助成【実施区分：継続実施事業】			
小中高等学校の児童・生徒にボランティア活動を通じて、福祉の実践学習を行うことを目的に福祉協力校の指定を行い、地域の高齢者との交流やボランティア活動を進めます。			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政・学校
		◎	○

小中学校福祉教育の推進【実施区分：継続実施事業】			
町内の小学校において講師を招き、児童生徒が障がいや認知症のこと、手話、点字のこと学んだり、肢体不自由者の疑似体験などを行う福祉教育を、学校と共同で行います。			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政・学校
		○	◎

社会福祉体験学習の推進【実施区分：継続実施事業】			
中学生が保育園、障がい者施設、介護福祉施設等を訪れ、世代を超えた交流や実践的な体験学習を行います。			
役割分担	住民	社会福祉協議会	行政・学校
		◎	○

### 4 人権尊重

- ・人権尊重のまちづくりを基本とし、多様な機会において学習や啓発を進めます。

# 5 絆で結ばれる地域づくり

役割分担凡例： ◎・・・主体者 ○…協力者、参加者

## 1 自治会等地域活動

- ・若者が自治会活動や地域活動に参加するよう呼びかけや啓発を進めます。
- ・自治会を通じた地域の見守り等の活動の充実を図ります。
- ・子ども、若者、高齢者等が世代を超えて気軽に交流できる機会を充実させます。

## 2 各種団体活動の促進と連携支援

- ・子育て等、テーマごとに活動する団体の活動を支援し、相互ネットワークの構築を促します。

## 3 相互支援活動の育成

- ・町内においてひとり暮らし高齢者や障がいのある人を対象に、配食、朗読、傾聴、訪問やサロングの運営など、多彩なボランティア活動を進めます。
- ・住民相互の生活支援のしくみをつくるフレンドリーサポート事業をいっそう充実させます。
- ・ボランティアセンターによる各ボランティア活動のコーディネートや側面支援を充実させます。
- ・ボランティア参加への呼びかけや啓発を進めるとともに、「ボランティアセンターだより」や社会福祉協議会のホームページの充実を図ります。

### ＜主な事業＞

#### フレンドリーサポート事業【実施区分：充実させる事業】

日常生活において、何らかの援助を必要とする住民に対し、地域の協力者が家事援助などのサービスを提供する会員制の福祉サービス事業であるフレンドリーサポート事業のいっそうの充実を図るため、事業の周知のための広報、加入の呼びかけや会員へのきめ細かな相談、アドバイスを行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	

#### ボランティアセンター活動【実施区分：充実させる事業】

ボランティアセンター活動として、ボランティアに関する相談や情報提供、ボランティアに関する研修会、交流会の開催を行います。また、講座などの開催によって、ボランティア団体のリーダーの育成を図ります。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	◎	◎	○

ボランティア団体への活動助成【実施区分：充実させる事業】

活発な活動を行うボランティア団体へ、その実績や活動計画に応じた規模で助成を行います。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
		◎	

「ボランティアセンターだより」の発行【実施区分：充実させる事業】

月1回、町内のボランティア活動に関する情報を紹介した「ボランティアセンターだより」を発行します。

役割分担	住民	社会福祉協議会	行政
	○	◎	

## 6 活動計画の数値目標

本計画において、地域住民と社会福祉協議会が平成 28 年度までにともにめざす数値目標を、「活動計画」の節ごとに 1 項目掲げます。

節	指標	実績	平成 28 年度までの目標値	考え方
1 安心できる安全な地域づくり	災害ボランティアセンターの登録スタッフ数の増加	36 人 (平成 24 年 3 月現在)	100 人以上	災害時にボランティアセンターで活動する登録スタッフ数の増加を図ります。
2 ふれあい豊かな地域づくり	世代間交流行事の開催	0 回 (平成 23 年度)	年 2 回	高齢者と子どもや若者など、多世代が交流できるサロンやイベントの開催を図ります。
3 見守りと支援がある地域づくり	住民相談員の育成	0 人 (平成 24 年 3 月現在)	12 人以上 (各地区 1 人以上)	民生児童委員協議会と協力して、地域の中で配慮や支援が必要な住民の相談を受けられる人材を育成します。
4 人が学び育つ地域づくり	懇談会やワークシヨップの開催	全地区実施 (平成 23 年度)	地区別に限らない 多様な方法で 2 年に 1 回開催	住民相互の理解と地域の課題把握のため、今後定期的に開催します。
5 絆で結ばれる地域づくり	ボランティアセンター登録者数の増加	11 団体、392 人 (平成 24 年 3 月現在)	15 団体、500 人	地域福祉のいっそうの普及のために、ボランティア数を拡大します。

## **第5章 活動計画の推進のために**

---

本計画の推進に当たっては、住民と社会福祉協議会が主体となりながら、行政や事業者、関係機関などの協力を得て、それぞれの役割分担の下で、共に活動を推進していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

## 1 計画推進体制

本計画は、平成25年度に行う懇談会やワークショップの結果を参考にしつつ、社会福祉協議会及び本計画の原案を提案した井手町地域福祉活動計画作業部会によって、平成26年度に進捗状況の中間評価を行います。

## 2 行政との連携

井手町が策定する「井手町地域福祉計画」の掲げる目標、理念との整合を図り、推進においてはそれぞれの役割の下に連携します。

# 資料編

---

# 1 井手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## （目的及び設置）

第1条 井手町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）策定に関し、関係機関、関係団体との連携、調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、井手町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、活動計画の策定のために必要な事項について調査及び協議するものとする。

## （組織）

第3条 委員会は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから井手町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）その他井手町社会福祉協議会会長が適當と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

## （会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

## （作業部会）

第7条 活動計画の円滑な策定、必要な資料の収集、調査及びその他の各種研究を行うため、作業部会を設置することができる。

## （意見の聴取）

第8条 委員会は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、井手町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、井手町社会福祉協議会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年5月14日から施行する。

## 2 井手町地域福祉活動計画策定委員会委員

敬称略

役職名	氏名	職名
学識経験者	中坊溥	社会福祉協議会会長
学識経験者	大平嘉憲	民生児童委員協議会会長
学識経験者	林かよ子	民生児童委員協議会地域支援部長
学識経験者	嶋田昌和	人権擁護委員
学識経験者	中村満	井手小学校校長
学識経験者	水野寿	医師会
関係団体	谷岡圭司	身体障害者協会副会長
関係団体	二木昭男	老人クラブ連絡協議会会長
関係団体	翼敦予	やましろ子育てネットワーク代表
関係団体	林樹里	さんさん会代表
関係団体	福田宏司	区長会会長
行政関係者	西島楠博	同和人権担当理事
行政関係者	加賀山睦	民生担当理事

### 3 井手町地域福祉活動計画作業部会委員

敬称略

氏名	役職名
前田光春	社会福祉協議会評議員
久保悦子	認知症キャラバンメイト/弥勒会いでの里
国本明文	ボランティア代表
西澤武	地域福祉推進員代表
森川勝	身体障害者協会副会長
西井正美	学識経験者
大林孝至	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課
原田賢志	いづみ児童館館長
花木秀章	高齢福祉課長
小笠原温美	地域包括支援センター
横田秀雄	社会福祉協議会事務局長
東五十川澄子	社会福祉協議会事務局
湊佳枝	社会福祉協議会事務局
坂井弥生	社会福祉協議会事務局

## 4 策定経緯

年 月 日	経緯
平成 23 年 3 月 31 日～4 月 15 日	<p>■井手町地域福祉に関する住民アンケート調査実施 (井手町住民福祉課と共同実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象及び標本抽出方法：町内在住の 20 歳以上の住民から 1,700 人を無作為抽出。</li><li>・調査方法：郵送による配布・回収</li><li>・有効回収数 607 件</li><li>・有効回収率 35.7%</li></ul>
6 月 8 日	<p>地域福祉活動計画説明会 於：老人福祉センター玉泉苑</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・講演「活動計画策定の意義と社会福祉協議会の役割」 (講師：元京都府社会福祉協議会事務局長 芝田宇佐男氏)</li></ul>
	<p>第 1 回井手町地域福祉活動計画作業部会 於：老人福祉センター玉泉苑</p> <p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動計画策定方法について</li><li>・アンケート調査結果について</li><li>・井手町の現状について</li></ul>
6 月 28 日	<p>第 1 回井手町地域福祉活動計画策定委員会 (第2回井手町地域福祉計画策定委員会との合同開催)</p> <p>於：老人福祉センター玉泉苑</p> <p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会長・副会長の選出</li><li>・アンケート調査結果について</li><li>・井手町の地域の現状について</li><li>・団体・地区別ヒアリング（ワークショップ）について</li><li>・今後の策定スケジュールについて</li></ul>
7 月 1 日	<p>第 1 回地区別住民ワークショップ（玉水・石垣・北・南） 於：老人福祉センター玉泉苑</p> <p>テーマ：自分たちの地区の良いところや気になるところ</p>
7 月 8 日	<p>第 1 回地区別住民ワークショップ（水無・高月・上井手・田村新田）</p>

	於：老人福祉センター玉泉苑 テーマ：自分たちの地区の良いところや気になるところ
7月15日	第1回地区別住民ワークショップ（東部・西部・南部・北部） 於：老人福祉センター賀泉苑 テーマ：自分たちの地区の良いところや気になるところ
7月23日	第2回地区別住民ワークショップ（玉水・石垣・北・南） 於：老人福祉センター玉泉苑 テーマ：地区をもっとよくするための提案、自分たちの役割・行政や事業所などの役割
7月29日	第2回地区別住民ワークショップ（東部・西部・南部・北部） 於：老人福祉センター賀泉苑 テーマ：地区をもっとよくするための提案、自分たちの役割・行政や事業所などの役割
7月30日	第2回地区別住民ワークショップ（水無・高月・上井手・田村新田） 於：老人福祉センター玉泉苑 テーマ：地区をもっとよくするための提案、自分たちの役割・行政や事業所などの役割
8月31日	第2回井手町地域福祉活動計画作業部会 議事 ・地区別住民ワークショップの経過報告 ・「井手町地域福祉活動計画骨子案」について
10月13日	第2回井手町地域福祉活動計画策定委員会 (第3回井手町地域福祉計画策定委員会との合同開催)  於：老人福祉センター玉泉苑 議事 ・地区別住民ワークショップ報告書について ・作業部会のまとめについて
10月18日	第3回井手町地域福祉活動計画作業部会 議事 ・団体・事業者ヒアリング（アンケート）調査結果について ・「井手町地域福祉活動計画素案」について
11月29日	第4回井手町地域福祉活動計画作業部会 議事 ・「井手町地域福祉活動計画案」について

12月9日

第3回井手町地域福祉活動計画策定委員会  
(第4回井手町地域福祉計画策定委員会との合同開催)

於：老人福祉センター玉泉苑

議事

- ・「井手町地域福祉活動計画案」について
- ・「井手町地域福祉計画案」について

平成24年

2月29日

第4回井手町地域福祉活動計画策定委員会

(第5回井手町地域福祉計画策定委員会との合同開催)

於：老人福祉センター玉泉苑

議事

- ・「井手町地域福祉活動計画案」について
- ・「井手町地域福祉計画案」について

3月1日～14日

パブリックコメント実施（意見数0件）

## 5 用語の説明

50 音順

用語	説明
災害時要援護者	災害が生じた時に自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人などの住民。
自立支援医療費助成	精神通院医療、更生医療、育成医療の公費医療負担制度を平成18年4月から自立支援給付によって統一したもの。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織。
精神通院医療	自立支援医療費助成のうち精神科の通院に係る医療費。
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。
地域福祉推進員	地区ごとの福祉活動を推進する。地区ボランティア、区長、民生・児童委員などによって構成されている。
認知症サポーター	厚生労働省が始めた「認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーン」の一環で養成する地域の人材。地域で認知症の人が困っているときに手助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生・児童委員らに情報を伝えたりするなどの役割を務める。
パブリックコメント	計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求める、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
バリアフリー化	障壁などをなくすこと、福祉分野では建設設計において段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がいのある人に配慮をすることなどに使用される。
民生・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。「児童委員」を兼ねている。
ワークショップ	あるテーマについて参加者が自由に意見を出し合い、意見や提案をまとめ上げていく場。司会進行役がいて、参加者全員が体験するものとして運営される形態が一般的。

---

## 井手町地域福祉活動計画

---

平成 24 年 3 月  
発行 京都府井手町社会福祉協議会

〒610-0302  
京都府綴喜郡井手町井手東前田 23  
電話 0774-82-3499  
FAX 0774-82-3642  
E メール [gyokusen@atlas.plala.or.jp](mailto:gyokusen@atlas.plala.or.jp)

---